

別紙

埼玉県重層的支援体制整備事業交付金交付要綱

(通則)

- 1 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 106 条の 9 に基づく埼玉県重層的支援体制整備事業交付金（以下「交付金」という。以下同じ。）については、予算の範囲内において交付するものとし、法、社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号。以下「政令」という。）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、市町村（一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業（法第 106 条の 4 第 2 項に規定される重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）に要する経費に充てるため交付する。

(交付の対象)

- 3 この交付金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、法第 106 条の 4 第 2 項各号の規定に基づき、重層的支援体制整備事業として実施される次の事業とする。

- (1) 包括的相談支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のイからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。）

「重層的支援体制整備事業の実施について」（令和 5 年 8 月 8 日社援発 0808 第 48 号、障発 0808 第 5 号、老発 0808 第 3 号、こ成環第 113 号。以下同じ。）の別紙に定める包括的相談支援事業

※ 「包括的相談支援事業」として一体的に行う事業は以下のとおり。

ア 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業（「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号。以下同じ。）に定める包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）（以下「地域包括支援センターの運営」という。))

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる市町村が行う事業及び同事業を適切に実施することができると思われる社会福祉法人等の団体に対して市町村が補助する事業（「地域生活支援事業等の実施について」（平成 18 年 8 月

1 日障発第 0801002 号。以下同じ。) に定める相談支援事業 (以下「相談支援事業」という。ただし、地方交付税により措置する障害者相談支援事業は除く。))

ウ 子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号) 第 59 条第 1 号に掲げる事業 (「利用者支援事業の実施について」 (令和 6 年 3 月 30 日成環第 131 号、こ支虐第 122 号、5 文科初第 2594 号) に定める利用者支援事業 (以下「利用者支援事業」という。))

エ 生活困窮者自立支援法 (平成 25 年法律第 105 号) 第 3 条第 2 項各号に掲げる事業 (「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」 (平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号。以下同じ。) に定める生活困窮者自立相談支援事業 (以下「自立相談支援事業」という。))

オ 生活困窮者自立支援法第 11 条第 1 項に定める事業 (「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」に定める福祉事務所未設置町村による相談事業 (以下「福祉事務所未設置町村相談事業」という。))

(2) 地域づくり事業 (法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のイからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。)

「重層的支援体制整備事業の実施について」の別紙の 3 に定める地域づくり事業

※ 「地域づくり事業」として一体的に行う事業は以下のとおり。

ア 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定める事業 (「地域支援事業の実施について」に定める介護予防・日常生活支援総合事業 (以下「総合事業」という。) の一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業 (以下「地域介護予防活動支援事業」という。))

イ 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業 (「地域支援事業の実施について」に定める包括的支援事業 (社会保障充実分) のうち生活支援体制整備事業 (以下「生活支援体制整備事業」という。))

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 9 号に掲げる市町村が行う事業及び同事業を適切に実施することができると認められる社会福祉法人等の団体に対して市町村が補助する事業 (ただし、交付対象事業は、「地域生活支援事業等の実施について」に定める地域活動支援センター機能強化事業 (以下「地域活動支援センター機能強化事業」という。) とし、地方交付税により措置する基礎的事業は除く。)

エ 子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号に掲げる事業 (「地域子育て支援拠点事業の実施について」 (令和 6 年 3 月 30 日成環第 113 号) に定める地域子育て支援拠点事業 (以下「地域子育て支援拠点事業」という。))

オ 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」に定める市町村が行う地域における生活困窮者支援等のための地域づくり事業及び同事業を適切に実

施することができると思われる社会福祉法人等の団体に対して市町村が補助する事業

(3) 多機関協働事業等

「重層的支援体制整備事業の実施について」の別紙に定める参加支援事業（法第106条の4第2項第2号に規定される事業をいう。以下同じ。）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号に規定される事業をいう。以下同じ。）、多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号に規定される事業及び同項第6号に規定される事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業（以下「多機関協働事業等」という。）

(交付額の算定方法)

4 この交付金の交付額は、別表の第1欄に定める区分（以下（1）から（3））ごとに算出された交付額の合計額とする。なお、区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、1つの区分（多機関協働事業等を除く。）に複数の事業が含まれる場合は、それぞれで端数の切り捨てを行うものとする。

(1) 包括的相談支援事業

次のアからオまでの額の合計額を交付額とする。

ア 地域包括支援センターの運営に要する費用相当額

(ア) 地域包括支援センターの運営に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額に地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から、地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額（※）を控除した額に、第4欄に定める県の負担割合を乗じて得た額とする。

(※) 一部事務組合及び広域連合の構成市町村（一部事務組合及び広域連合を除く。以下この項、(イ)、別紙様式第3様式3、別紙様式第3様式5、別紙様式第5様式3及び別紙様式第5様式5において同じ。）の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業に要する費用の額

なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における地域包括支援センターの運営に要する費用の額を合算した額とする。

ただし、当該市町村の重層的支援体制整備事業を開始する年度の前々年度

(以下「基準年度」という。)から重層的支援体制整備事業を実施する年度(以下「実施年度」という。)までの間に地域包括支援センターの開設・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、(イ)により算定する。

- A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額(包括的相談支援事業のうち、地域包括支援センターの運営については、「地域支援事業交付金の交付について」(平成20年5月23日厚生労働省発老0523003号本職通知)の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」の4に基づいて算定した額をいう。以下同じ。)
- B 基準年度における地域包括支援センターの運営に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)
- C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業(ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業)に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)
- (イ) 基準年度から実施年度までの間に地域包括支援センターの開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域包括支援センターの運営に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額(Eの額)にDの額を加算又は減算して得た額に地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額(※)を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から、地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の(※)を控除した額に、第4欄に定める県の負担割合を乗じて得た額とする。
- (※) 一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業に要する費用の額

なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における地域包括支援センターの運営に要する費用の額を合算した額とする。

- A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、包括的相談支援事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額
- B 基準年度における地域包括支援センターの運営に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)
- C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者

支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

- D 地域包括支援センターの開設・廃止等による影響額（地域包括支援センターの開設・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する。）等知事が必要と認めた範囲における額とする。）

イ 相談支援事業に要する費用相当額

(ア) 相談支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める県の補助率を乗じて得た額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に相談支援事業所等の開設・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、(イ)により算定する。

- A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額
- B 基準年度における相談支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

(イ) 基準年度から実施年度までの間に相談支援事業所等の開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における相談支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める県の補助率を乗じて得た額とする。

- A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、包括的相談支援事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額
- B 基準年度における相談支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- D 相談支援事業所等の開設・廃止等による影響額（相談支援事業所等の開設・廃止による影響額（交付税措置により開設した場合を除く。）や、人員

の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する。）等知事が必要と認めた範囲における額とする。）

ウ 利用者支援事業に要する費用相当額

(ア) 利用者支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める県の負担割合を乗じて得た額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に利用者支援事業所の開設・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、(イ)により算定する。

A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

B 基準年度における利用者支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

(イ) 基準年度から実施年度までの間に利用者支援事業所の開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における利用者支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める県の負担割合を乗じて得た額とする。

A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、包括的相談支援事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額

B 基準年度における利用者支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

D 利用者支援事業所の開設・廃止等による影響額（利用者支援事業所の開設・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する。）等知事が必要と認めた範囲における額とする。）

(2) 地域づくり事業

次のアからカまでの額の合計額を交付額とする。

ア 地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額

(ア) 地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額に地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額(※)を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額(※)を控除した額に、第4欄に定める県の負担割合を乗じて得た額とする。

(※) 一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額

なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される地域介護予防活動支援事業及び総合事業に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における地域介護予防活動支援事業に要する費用の額を合算した額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に地域介護予防活動支援事業の実施・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、(イ)により算定する。

A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

B 基準年度における地域介護予防活動支援事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

(イ) 基準年度から実施年度までの間に地域介護予防活動支援事業の実施・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額(Eの額)にDの額を加算又は減算して得た額に地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額(※)を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額(※)を控除した額に、第4欄に定める県の負担割合を乗じて得た額とする。

(※) 一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額

なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される地域介護予防活動支援事業及び総合事業に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における地域介護予防活動支援事業に要する費用の額を合算した額とする。

- A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額
- B 基準年度における地域介護予防活動支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- D 地域介護予防活動支援事業の実施・廃止等による影響額（地域介護予防活動支援事業の実施・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する。）等知事が必要と認めた範囲における額とする。）

イ 生活支援体制整備事業に要する費用相当額

(ア) 生活支援体制整備事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額に地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額（※）を控除した額に、第4欄に定める県の負担割合を乗じて得た額とする。

(※) 一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額

なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される生活支援体制整備事業及び包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における生活支援体制整備事業に要する費用の額を合算した額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に生活支援体制整備事業の実施・廃

止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、(イ)により算定する。

A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

B 基準年度における生活支援体制整備事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

(イ) 基準年度から実施年度までの間に生活支援体制整備事業に係る拠点の実施・廃止その他特別な事由が生じた場合における生活支援体制整備事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額に地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額（※）を控除した額に、第4欄に定める県の負担割合を乗じて得た額とする。

(※) 一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額

なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される生活支援体制整備事業及び包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における生活支援体制整備事業に要する費用の額を合算した額とする。

A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額

B 基準年度における生活支援体制整備事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

D 生活支援体制整備事業に係る拠点の開設・廃止等による影響額（生活支援体制整備事業の実施・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上

乖離がある場合に限り勘案する。)等知事が必要と認めた範囲における額とする。)

ウ 地域活動支援センター機能強化事業に要する費用相当額

(ア) 地域活動支援センター機能強化事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める県の補助率を乗じて得た額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に地域活動支援センターの開設・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、(イ)により算定する。

A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

B 基準年度における地域活動支援センター機能強化事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

(イ) 基準年度から実施年度までの間に地域活動支援センターの開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域活動支援センター機能強化事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額(Eの額)にDの額を加算又は減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める県の補助率を乗じて得た額とする。

A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額

B 基準年度における地域活動支援センター機能強化事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

D 地域活動支援センターの開設・廃止等による影響額(地域活動支援センターの開設・廃止による影響額(交付税措置により開設した場合を除く。))や、人員の増減による影響額(ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する。)等知事が必要と認めた範囲における額とする。)

エ 地域子育て支援拠点事業に要する費用相当額

(ア) 地域子育て支援拠点事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める県の負担割合を乗じて得た額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に地域子育て支援拠点事業に係る拠点の開設・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、(イ)により算定する。

A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

B 基準年度における地域子育て支援拠点事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

(イ) 基準年度から実施年度までの間に地域子育て支援拠点事業に係る拠点の開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域子育て支援拠点事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める県の負担割合を乗じて得た額とする。

A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額

B 基準年度における地域子育て支援拠点事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

D 地域子育て支援拠点事業に係る拠点の開設・廃止等による影響額（地域子育て支援拠点事業に係る拠点の開設・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する。）等知事が必要と認めた範囲における額とする。）

オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要する費用相当額

(ア)生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準

額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める県の補助率を乗じて得た額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に生活困窮者支援等のための地域づくり事業に係る拠点の開設・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、(イ)により算定する。

A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

B 基準年度における生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

(イ) 基準年度から実施年度までの間に生活困窮者支援等のための地域づくり事業に係る拠点の開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める県の補助率を乗じて得た額とする。

A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額

B 基準年度における生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

D 生活困窮者支援等のための地域づくり事業に係る拠点の開設・廃止等による影響額（生活困窮者支援等のための地域づくり事業に係る拠点の開設・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する。）等知事が必要と認めた範囲における額とする。）

(3) 多機関協働事業等

ア 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第4欄に定める県の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(一部事務組合又は広域連合等の取扱)

- 5 一部事務組合又は広域連合等(以下「一部事務組合等」という。)が実施主体となる事業がある場合は、当該市町村(一部事務組合等を除く。)と一部事務組合等は、4の交付額の算定方法に必要な情報を共有するものとする。なお、基準年度における各事業に要した費用のうち、一部事務組合等が実施主体となった事業分に要した費用については、一部事務組合等を構成する市町村間で合理的かつ簡易な方法で按分して算出して差し支えないものとする。具体的には、当該構成市町村の人口や面積に加え、事業の利用実績、一部事務組合等を組織する市町村の分賦金の負担割合等が挙げられるが、一部事務組合等を組織する市町村間の協議を踏まえ、一部事務組合等の事務負担を考慮した按分方法として差し支えないものとする。

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。
- (1) 交付対象事業に要する経費については、別表の第1欄に定める「包括的相談支援事業」、「地域づくり事業」、「多機関協働事業等」の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。また、各区分のうち、「包括的相談支援事業」及び「地域づくり事業」の範囲内における各事業に要する経費の配分の変更については、知事の承認を受けなければならない。こととし、「多機関協働事業等」の範囲内における各事業に要する経費の配分の変更については、知事への協議を不要とする。
 - (2) (1)に定める場合のほか、事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年厚生労働省告示第384号)(以下、「処分告示」という。)に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に返納させることがある。
 - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地

方消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が 0 円の場合も含む。）は、別紙様式 2 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (8) この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつこれらを交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は処分告示に定める期間を経過するまで、規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 市町村は、県から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

- (10) 市町村は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア (1) から (6) までに掲げる条件。

この場合において、市町村にあつては (2)、(3) 及び (5) の規定中「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と、(4) 中「50 万円」とあるのは「30 万円」と、「知事の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、読み替えるものとする。

イ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が 0 円の場合も含む。）は、別紙様式 2 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに市町村長に報告しなければならない。

なお、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。

ウ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間

を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は処分告示の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (11) (10) により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
- (12) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請手続)

- 7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。
市町村長（一部事務組合の管理者及び広域連合代表を含む）は、別紙様式3による申請書を、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更交付申請)

- 8 この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式4による申請書に関係書類を添えて、7に定める申請手続に従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定)

- 9 この交付金の交付決定は、次により行うものとする。
 - (1) 県は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。
 - (2) 知事は前二条の申請があったときは、市町村に対し別紙様式6または別紙様式7により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知するものとする。
 - (3) 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付金の概算払)

- 10 知事は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができる。

(実績報告)

- 11 市町村長（一部事務組合の管理者及び広域連合代表を含む）は、補助事業完了日の属する年度の翌年度6月10日（第6条（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに別添様式5を知事に提出するものとする。

(額の確定方法)

- 12 この交付金の額は、包括的相談支援事業、地域づくり事業、多機関協働事業等の額についてそれぞれ確定する。この場合、包括的相談支援事業に含まれる各事業（４の（１）のアからウまでの事業）の額の確定については、各事業に要した費用に、交付額の算定方法において使用した按分率（４の（１）のアからウまでに規定する率をいう。）を乗じて得た額を確定額とする。また、地域づくり事業に含まれる各事業（４の（２）のアからエまでの事業）の額の確定についても同様の取扱いの額の確定についても同様の取扱いとする。

(額の確定通知)

- 13 知事は市町村（ただし、一部事務組合又は広域連合が実施主体となる事業がある場合、当該事業分に係る額の確定の対象は事務組合長又は広域連合代表）に対し別紙様式８により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(交付金の返還等)

- 14 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。また、交付額（地域包括支援センターの運営、地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業に相当する額に限る）に不足が生じている場合は、その不足する部分について交付金を交付するものとする。

(按分率の補正)

- 15 ４の（１）のアからウ、４の（２）のアからエまでに規定する率については、当該市町村が定める年度（検証対象年度）における包括的相談支援事業及び地域づくり事業に要する費用の額が、同年度におけるこれらの事業に要した額と比較して著しく異なる場合であって、知事が必要と認めた場合は補正するものとする。なお、検証対象年度及び補正の取扱い等については別途お示しする。

(その他)

- 16 特別の事情により、４、７、８及び１１に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(上限額の管理)

- 17 地域包括支援センターの運営、地域介護予防活動支援事業及び生活支援体制整備事業（以下「地域包括支援センターの運営等」という。）に要する費用相当額の算定にあたっては、地域包括支援センターの運営等に要する費用相当額と地域支援事業の実施に要する額を合算した額を、地域支援事業における「介護予防・日常生活支

援総合事業」、「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業」、「包括的支援事業（社会保障充実分）」の区分ごとに、別表の第2欄に定める地域包括支援センターの運営等にかかる基準額と比較することにより上限額が管理されることに留意すること。

附 則

この要綱は、令和4年2月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月17日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年1月9日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表

1 区分	2 基準額	3 対象 経費	4 負担 割合・補 助率
<p>包括的相談 支援事業</p>	<p>1 地域包括支援センターの運営</p> <p>平成 26 年度の包括的支援事業及び任意事業の上限額に当該市町村の 65 歳以上人口の伸び（注）を乗じて得た額とする。平成 28 年度以降は前年度に算定した基準額に当該市町村の 65 歳以上人口の伸び（注）を乗じて得た額とする。</p> <p>なお、平成 29 年度において、以下の(ア)と(イ)の両方の取組を推進する市町村で、上記の計算式に代えて次の計算式により基準額(下記の①と②の合計額。以下「特例の上限額」という。)を算出していた場合、引き続き、次の計算式により基準額を算出する。一部事務組合又は広域連合等においては、構成市町村ごとに計算した額の合計額を基準額とする。</p> <p>(ア) 少なくとも介護給付適正化の主要 5 事業(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和 6 年厚生労働省令第 13 号)第 1 条の規定による改正前の介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 62 の 12 第 1 号イからホまでに掲げる 5 事業をいう。)を全て実施していること。</p> <p>(イ) 総合事業を実施していること。</p> <p>※ 平成 26 年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が 12,500 千円未満の市町村は(ア)の要件を満たさなくても可。</p> <p>① 地域包括支援センターの運営</p> <p>25,000 千円に当該市町村の実施年度の前年度の 10 月 1 日における 65 歳以上人口を 4,500 で除した値を乗じた額</p> <p>※ ただし、この計算の結果が 12,500 千円以下の場合は 12,500 千円とする。</p> <p>② 任意事業の実施</p> <p>930 円に当該市町村の実施年度の前年度の 10 月 1</p>	<p>包括的相談支援事業の実施に必要な経費</p>	<p>1 地域包括支援センターの運営</p> <p>19.25/100</p>

	<p>日における 65 歳以上人口を乗じて得た額</p> <p>なお、特例の上限額の範囲内であれば、地域包括支援センターの運営に係る費用は①により算出される額を超えても差し支えない。一方、任意事業の実施に係る費用は、以下の(a)又は(b)のいずれか高い金額を超えてはならない。</p> <p>(a) ②により算出される額</p> <p>(b) ①及び②の合計額を基準額として選択した年度(=移行年度)の前年度の任意事業実績額×当該市町村の 65 歳以上人口の伸び率</p> <p>(注) 10 月 1 日時点の住民基本台帳における 65 歳以上人口の実施年度を除く直近 3 か年の平均伸び率</p> <p>2 相談支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>3 利用者支援事業</p> <p>(1) 運営費</p> <p>ア 基本型</p> <p>(ア) 基本分</p> <p>① 基本Ⅰ型(開所日数が週 5 日以上の場合) 1 か所当たり年額 7,991,000 円</p> <p>② 基本Ⅱ型(開所日数が週 5 日に満たない場合) 1 か所当たり年額 2,510,000 円</p> <p>③ 基本Ⅲ型(保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合) 1 か所当たり年額 315,000 円</p> <p>(イ) 加算分</p> <p>① 夜間加算 1 か所当たり年額 1,568,000 円</p> <p>② 休日加算 1 か所当たり年額 844,000 円</p>		<p>2 相談支援事業 25/100</p> <p>3 利用者支援事業 1/6</p> <p>※妊婦等包括相談支援事業型のみ 1/4</p>
--	---	--	--

	<p>③ 出張相談支援加算 1 か所当たり年額 1,121,000 円</p> <p>④ 機能強化のための取組加算 1 か所当たり年額 2,090,000 円</p> <p>⑤ 多言語対応加算 1 か所当たり年額 805,000 円</p> <p>⑥ 特別支援対応加算 1 か所当たり年額 836,000 円</p> <p>⑦ 多機能型加算 1 か所当たり年額 3,377,000 円</p> <p>⑧ こども家庭センター連携等加算 1 か所当たり年額 315,000 円</p> <p>※ 加算対象は、基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型を実施する事業所に限る。</p> <p>イ 特定型</p> <p>(ア) 基本分 1 か所当たり年額 3,346,000 円</p> <p>(イ) 加算分</p> <p>① 夜間加算 1 か所当たり年額 1,568,000 円</p> <p>② 休日加算 1 か所当たり年額 844,000 円</p> <p>③ 出張相談支援加算 1 か所当たり年額 1,121,000 円</p> <p>④ 機能強化のための取組加算 1 か所当たり年額 2,090,000 円</p> <p>⑤ 多言語対応加算 1 か所当たり年額 805,000 円</p> <p>⑥ 特別支援対応加算 1 か所当たり年額 836,000 円</p> <p>ウ こども家庭センター型</p> <p>別に定めるこども家庭センターの要件を満たしている施設を設置している場合、次の(ア)から(カ)の合計額</p> <p>(ア) 統括支援員の配置 1 か所当たり 6,941,000 円</p>		
--	--	--	--

	<p>※ 「1か所当たり」とは、こども家庭センター1か所当たりとする。</p> <p>※ 人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。</p> <p>(イ) 母子保健機能(従来の子育て世代包括支援センター)</p> <p>① 基本分</p> <p>(i) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり 15,628,000円</p> <p>(ii) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり 7,295,000円</p> <p>(iii) 保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり 12,830,000円</p> <p>(iv) 保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり 10,093,000円</p> <p>(v) 保健師等専門職員のみを専任により配置する場合 1か所当たり 10,032,000円</p> <p>(vi) 保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合 1か所当たり 4,497,000円</p> <p>※ 平成27年度において、1か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持している市町村は、(i)から(vi)の基準額によらず、以下の基準額を適用することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師等専門職員を2名配置する場合 1市町村当たり 14,988,000円 ・ 保健師等専門職員を3名以上配置する場合 1市町村当たり 21,382,000円 <p>※ 従来より市町村保健センター等で勤務している保健師等が従事する場合など、人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付</p>		
--	---	--	--

	<p>されている場合については対象としない。</p> <p>② 加算分</p> <p>(i) 多言語対応加算 1 か所当たり年額 805,000 円</p> <p>(ii) 特別支援対応加算 1 か所当たり年額 836,000 円</p> <p>※ (イ) の「1 か所当たり」とは、こども家庭センターのうち「母子保健機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所1 か所当たりとする。</p> <p>(ウ) 児童福祉機能(従来の市区町村子ども家庭総合支援拠点)</p> <p>① 基本分(直営で行う場合。人件費については、会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。)</p> <p>(i) 基礎単価</p> <table data-bbox="718 918 1085 1142"> <tr><td>小規模A型</td><td>4,152,000 円</td></tr> <tr><td>小規模B型</td><td>10,719,000 円</td></tr> <tr><td>小規模C型</td><td>17,790,000 円</td></tr> <tr><td>中規模型</td><td>24,050,000 円</td></tr> <tr><td>大規模型</td><td>44,636,000 円</td></tr> </table> <p>(ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置単価 2,718,000 円×配置人数</p> <p>(iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ配置単価 2,718,000 円×配置人数(上限5人)</p> <p>② 基本分(委託して行う場合)</p> <p>(i) 基礎単価</p> <table data-bbox="718 1500 1085 1724"> <tr><td>小規模A型</td><td>10,347,000 円</td></tr> <tr><td>小規模B型</td><td>16,914,000 円</td></tr> <tr><td>小規模C型</td><td>23,985,000 円</td></tr> <tr><td>中規模型</td><td>36,441,000 円</td></tr> <tr><td>大規模型</td><td>69,418,000 円</td></tr> </table> <p>(ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置単価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤職員を配置した場合 6,426,000 円×配置人数 ・ 非常勤職員を配置した場合 	小規模A型	4,152,000 円	小規模B型	10,719,000 円	小規模C型	17,790,000 円	中規模型	24,050,000 円	大規模型	44,636,000 円	小規模A型	10,347,000 円	小規模B型	16,914,000 円	小規模C型	23,985,000 円	中規模型	36,441,000 円	大規模型	69,418,000 円		
小規模A型	4,152,000 円																						
小規模B型	10,719,000 円																						
小規模C型	17,790,000 円																						
中規模型	24,050,000 円																						
大規模型	44,636,000 円																						
小規模A型	10,347,000 円																						
小規模B型	16,914,000 円																						
小規模C型	23,985,000 円																						
中規模型	36,441,000 円																						
大規模型	69,418,000 円																						

	<p style="text-align: right;">2,718,000円×配置人数</p> <p>(iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応 専門員の上乗せ配置単価（上限5人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤職員を配置した場合 <p style="text-align: right;">6,426,000円×配置人数</p> ・ 非常勤職員を配置した場合 <p style="text-align: right;">2,718,000円×配置人数</p> <p>③ 夜間・土日開所加算</p> <p>①又は②による基準額×（（1週間当たりの開所 時間数－40）÷40）</p> <p>④ 開設準備経費（児童福祉機能のみを開設する場 合に限る。（2） 開設準備経費（改修費等）とは 併用可。）</p> <p style="text-align: right;">1か所当たり 7,678,000円</p> <p>⑤ 弁護士・医師等配置加算</p> <p style="text-align: right;">1か所当たり 360,000円</p> <p>⑥ 地域活動等推進加算</p> <p>(i) 研修・広報啓発費用</p> <p style="text-align: right;">1か所当たり 872,000円</p> <p>(ii) 見守り活動等推進費用</p> <p style="text-align: right;">1か所当たり 13,000,000円</p> <p>(iii) 通訳業務費用</p> <p style="text-align: right;">1か所当たり 1,560,000円</p> <p>※ （ウ）の「1か所当たり」とは、こども 家庭センターのうち「児童福祉機能」に関 する業務内容及び人員配置等の基準を満 たす施設・場所1か所当たりとする。</p> <p>(エ)サポートプラン作成にかかる支援員の追加配置</p> <p>① 直営の場合（会計年度職員及び臨時的任用職員 に限る。）</p> <p style="text-align: right;">1人当たり 2,718,000円</p> <p>② 委託の場合</p> <p style="text-align: right;">1人当たり 6,426,000円</p> <p>※ 配置人数については、サポートプラン40件作 成につき1人とする。なお作成件数には、サポ ートプランを作成し手交できない場合も含むも のとする。</p> <p>※ 1か所当たりの支援員の配置人数の上限は、</p>		
--	--	--	--

	<p>人口規模に応じ以下のとおりとする。なお、人口については直近の人口を用いるものとする。</p> <p>人口 10 万人未満 1 人 人口 10 万人以上かつ 30 万人未満 2 人 人口 30 万人以上 3 人</p> <p>※ (エ) の「1 か所当たり」とは、こども家庭センター 1 か所当たりとする。</p> <p>(オ) 地域資源開拓コーディネーターの配置</p> <p>① 直営の場合 (会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。)</p> <p>1 か所当たり 2,718,000 円</p> <p>② 委託の場合</p> <p>1 か所当たり 6,426,000 円</p> <p>※ 1 か所当たり 1 人を上限とする。</p> <p>※ (オ) の「1 か所当たり」とは、こども家庭センター 1 か所当たりとする。</p> <p>(カ) 制度施行円滑導入経費</p> <p>1 市町村当たり 3,543,000 円</p> <p>(令和 8 年度までの経過措置)</p> <p>別に定めるこども家庭センターの要件を満たしていない施設であって、こども家庭センターの「母子保健機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所を設置している場合には (イ) に掲げる基準額を、こども家庭センターの「児童福祉機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所を設置している場合には (ウ) に掲げる基準額を、令和 8 年度まで適用する。</p> <p>エ 妊婦等包括相談支援事業型</p> <p>次のアからウにより算出された額の合計額</p> <p>(ア) 1 か所当たりの妊娠届出受理数 700 件以上 15,584,000 円</p> <p>(イ) 1 か所当たりの妊娠届出受理 200 件以上 700 件未満 9,911,000 円</p> <p>(ウ) 1 か所当たりの妊娠届出受理数 200 件未満 8,239,000 円</p>		
--	---	--	--

	<p>※ 「1か所当たり」とは、こども家庭センターの母子保健機能に係る窓口（従前の子育て世代包括支援センター）1か所当たりとする。</p> <p>※ こども家庭センターを設置していない市町村は、従前の子育て世代包括支援センター1か所当たりとする。</p> <p>※ こども家庭センターを設置していない、かつ、従前の子育て世代包括支援センターを設置していない市町村は、1か所とする。</p> <p>※ 人件費が地方財政措置や補助金など別に交付されている場合については対象としない。</p> <p>※ 妊娠届出とは、母子保健法第15条に定める妊娠の届出の他、転入者から妊娠していることの届出等の告知も含むものとする。</p> <p>(2) 開設準備経費（改修費等）</p> <p>ア 基本型及び特定型（基本Ⅲ型を除く。） 1か所当たり 4,000,000円</p> <p>イ こども家庭センター型 1か所当たり 7,678,000円</p> <p>※ ア・イとも実施年度に支払われたものに限る。</p> <p>※ イにおいて、「1か所当たり」とは、こども家庭センター1か所当たりとする。</p>		
地域づくり事業	<p>1 地域介護予防活動支援事業</p> <p>一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額</p> <p>イ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額</p> <p>(1) 平成26年度予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。）及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度から実施年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額</p> <p>(2) 実施年度の介護予防支援給付費額</p> <p>ロ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額</p>	地域づくり事業の実施に必要な経費	1 地域介護予防活動支援事業 12.5/100

	<p>(1) 平成 26 年度の予防給付費額及び平成 26 年度介護予防等事業費額の合算額に、平成 27 年度から実施年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額</p> <p>(2) 実施年度の予防給付費額</p> <p>二 平成 27 年度から平成 29 年度までのいずれかの年度において介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 37 条の 13 第 8 項第 8 号に規定される特定事情市町村と認められた市町村</p> <p>前号に定める額と、次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額</p> <p>イ 平成 29 年度の総合事業費額及び介護保険法施行令第 37 条の 13 第 8 項第 6 号に規定される経過的特定予防給付費額の合算額に平成 30 年度から実施年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号イ（2）に掲げる額を控除して得た額</p> <p>ロ 平成 29 年度の総合事業費額及び予防給付費額の合算額に平成 30 年度から実施年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号ロ（2）に掲げる額を控除して得た額</p> <p>※ 1 75 歳以上被保険者数変動率とは、介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 10 により算定される率</p> <p>※ 2 平成 28 年度より総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成 27 年度の予防給付費額及び平成 27 年度介護予防等事業費額の合算額に、平成 28 年度から実施年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（1）について、平成 27 年度の予防給付費額及び平成 27 年度介護予防等事業費額の合算額に、平成 28 年度から実施年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</p> <p>※ 3 平成 29 年度より総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成 28 年度の予防給付費額及び平成 28 年度介護予防等事業費額</p>		
--	---	--	--

	<p>の合算額に、平成 29 年度から実施年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ(1)について、平成 28 年度の予防給付費額及び平成 28 年度介護予防等事業費額の合算額に、平成 29 年度から実施年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</p> <p>なお、市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、対象経費の支出予定額が基準額を超える場合は、個別協議を実施し、厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。</p> <p>2 生活支援体制整備事業</p> <p>以下の①から④の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町村の実情に応じて算定した額で厚生労働大臣が認める額とする。</p> <p>なお、生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業、住民参画・官民連携推進事業、就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)の配置及び地域ケア会議については、現に実施されていないことがあり得るが、その場合は、標準額に含めることはできない。</p> <p>① 在宅医療・介護連携推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (a)及び(b)の合計額 (a) 1,058 千円 (b) 3,761 千円×地域包括支援センター数(注) <p>② 生活支援体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置及び協議体の設置 ・ 第1層(市町村圏域) <p style="text-align: right;">8,000 千円</p> <p>※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合又は広域連合等の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2層(日常生活圏域) <p>4,000 千円×日常生活圏域数(介護保険法第 117</p>		<p>2 生活支援体制整備事業</p> <p>19.25/100</p>
--	---	--	--------------------------------------

	<p>条第2項第1号の区域をいう。以下同じ)の数</p> <p>※ 日常生活圏域が1つである場合は、第2層は算定できない。</p> <p>・生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業の実施 4,000千円</p> <p>※ ただし、指定都市の場合並びに一部事務組合又は広域連合の場合は、以下の額により算定することとする。</p> <p>a 指定都市 4,000千円×本事業を実施する行政区の数</p> <p>b 一部事務組合又は広域連合 以下(a)から(b)の合計額</p> <p>(a) 8,000千円×本事業を実施する構成市町村の数(重層的支援体制整備事業として実施する場合を除き、センターでの実施に限る)</p> <p>(b) 4,000千円×本事業を実施する構成市町村の数((a)の算定対象となる構成市町村を除く)</p> <p>・住民参画・官民連携推進事業の実施 4,000千円</p> <p>※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合又は広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p> <p>・就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)の配置 8,000千円</p> <p>※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合又は広域連合等の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p> <p>③ 認知症総合支援事業</p> <p>・認知症初期集中支援事業 10,266千円</p> <p>※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合又は広域連合等の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p> <p>・認知症地域支援・ケア向上事業</p>		
--	--	--	--

	<p style="text-align: right;">11,302 千円</p> <p>※ ただし、専任の認知症地域支援推進員を配置する場合は、16,389 千円とする。</p> <p>また、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合又は広域連合等の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p> <p>・認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 4,529 千円</p> <p>※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合又は広域連合等の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p> <p>④ 地域ケア会議推進事業</p> <p>・ 1,272 千円× 地域包括支援センター数(注) (注)介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。</p> <p>・居住支援連携加算 300 千円</p> <p>「重層的支援体制整備事業の実施について」の別記 1 の 1「地域包括支援センターの運営要領」の 3 (2)に定める地域ケア推進会議に支援協議会の構成員が参加するなど連携体制が構築されている場合に加算する。</p> <p>※ ただし、指定都市の場合は、当該額に連携体制が構築されている行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に連携体制が構築されている構成市町村の数を乗じることとする。</p> <p>3 地域活動支援センター機能強化事業 厚生労働大臣が必要と認めた額</p>		<p>3 地域活動支援センター機能強化事業 25/100</p>
--	--	--	--------------------------------------

	<p>4 地域子育て支援拠点事業</p> <p>(1) 運営費 (1か所あたり年額)</p> <p>ア 一般型</p> <p>(ア) 基本分</p> <p>① 3・4日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員を合計3名以上配置する場合 6,314,000円 ・ 職員を合計2名配置する場合 4,642,000円 <p>② 5日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤職員を配置する場合 9,023,000円 ・ 非常勤職員のみを配置する場合 5,703,000円 <p>③ 6日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤職員を配置する場合 10,084,000円 ・ 非常勤職員のみを配置する場合 7,182,000円 <p>④ 7日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤職員を配置する場合 11,154,000円 ・ 非常勤職員のみを配置する場合 8,251,000円 <p>※ ②～④について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1(5)③センター型(経過措置(小規模型指定施設)の場合を除く。)として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。</p> <p>(イ) 加算分</p> <p>① 子育て支援活動の展開を図る取組</p> <table style="margin-left: 200px;"> <tr> <td>3・4日型</td> <td>1,725,000円</td> </tr> <tr> <td>5日型</td> <td>3,374,000円</td> </tr> <tr> <td>6・7日型</td> <td>2,956,000円</td> </tr> </table>	3・4日型	1,725,000円	5日型	3,374,000円	6・7日型	2,956,000円	<p>4 地域子育て支援拠点事業</p> <p>1/3</p>
3・4日型	1,725,000円							
5日型	3,374,000円							
6・7日型	2,956,000円							

	② 地域支援	1,646,000 円		
	③ 特別支援対応加算	1,147,000 円		
	④ 研修代替職員配置加算 1人当たり年額	24,000 円		
	⑤ 育児参加促進講習休日実施加算	443,000 円		
	⑥ 賃借料加算	2,500,000 円		
	イ 出張ひろば	1,682,000 円		
	ウ 小規模型指定施設			
	(ア) 基本分	3,292,000 円		
	(イ) 加算分	1,646,000 円		
	エ 連携型			
	(ア) 基本分			
		3・4日型 2,143,000 円		
		5～7日型 3,348,000 円		
	(イ) 加算分			
	① 地域の子育て力を高める取組	507,000 円		
	② 特別支援対応加算	1,147,000 円		
	③ 研修代替職員配置加算 1人当たり年額	24,000 円		
	④ 育児参加促進講習休日実施加算	443,000 円		
	※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額(加算分も含む)ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。月によって開所日数等が変動し、基準額が複数となる場合は、各基準額に「事業実施月数÷12」を乗じること。			

	<p>(2) 開設準備経費 (1 か所当たり年額)</p> <p>ア 改修費等 1 か所当たり 4,000,000 円</p> <p>イ 礼金及び賃借料 (開設前月分) 1 か所当たり 600,000 円</p> <p>※ ア・イとも実施年度に支払われたものに限る。</p> <p>5 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>※なお、1 から 5 までの基準額について、上記により 難しい場合には、別途、厚生労働大臣が認めた額を基準 額とする。</p>		<p>5 生活 困窮者支 援等のた めの地域 づくり事 業 市区町村 (指定都 市、中核 市を除 く。)が行 う生活困 窮者支援 等のため の地域づ くり事業 (地域 の実情や 課題に応 じた民生 委員の担 い手確保 対策) 1/4 (国1/2、市 町村1/4)</p>
--	--	--	---

多機関協働事業等	(1) 基本額 以下により算定した額	多機関協働事業等 (多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業)の実施に必要な経費	多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業 1/4 (国1/2、市町村1/4)																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 327 743 367">人口区分</th> <th data-bbox="751 327 1078 367">基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 378 743 418">1万人未満</td> <td data-bbox="751 378 1078 418">15,000,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 430 743 470">1万人以上～3万人未満</td> <td data-bbox="751 430 1078 470">18,000,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 481 743 521">3万人以上～5万人未満</td> <td data-bbox="751 481 1078 521">21,000,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 533 743 573">5万人以上～10万人未満</td> <td data-bbox="751 533 1078 573">25,000,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 584 743 624">10万人以上～20万人未満</td> <td data-bbox="751 584 1078 624">30,000,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 636 743 676">20万人以上～30万人未満</td> <td data-bbox="751 636 1078 676">35,000,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 687 743 728">30万人以上～40万人未満</td> <td data-bbox="751 687 1078 728">40,000,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 739 743 779">40万人以上～50万人未満</td> <td data-bbox="751 739 1078 779">50,000,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 790 743 831">50万人以上</td> <td data-bbox="751 790 1078 831">55,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>			人口区分	基本額	1万人未満	15,000,000円	1万人以上～3万人未満	18,000,000円	3万人以上～5万人未満	21,000,000円	5万人以上～10万人未満	25,000,000円	10万人以上～20万人未満	30,000,000円	20万人以上～30万人未満	35,000,000円	30万人以上～40万人未満	40,000,000円	40万人以上～50万人未満	50,000,000円	50万人以上	55,000,000円
	人口区分			基本額																			
	1万人未満			15,000,000円																			
	1万人以上～3万人未満			18,000,000円																			
	3万人以上～5万人未満			21,000,000円																			
	5万人以上～10万人未満			25,000,000円																			
	10万人以上～20万人未満			30,000,000円																			
	20万人以上～30万人未満			35,000,000円																			
	30万人以上～40万人未満			40,000,000円																			
40万人以上～50万人未満	50,000,000円																						
50万人以上	55,000,000円																						
※人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各市町村における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数とすること。																							
※なお、上記により難しい場合には、別途、厚生労働大臣が認めた額を基準額とする。																							

別紙様式第1

(元号) 年度埼玉県重層的支援体制整備事業交付金調書

(元号) 年度埼玉県所管

(地方公共団体名)

県			地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定の額	負担割合・補助率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

- 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

番 号
(元号) 年 月 日

埼玉県知事 殿

補助事業者名

(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日地ケ第 号により交付決定があった埼玉県重層的支援体制整備事業交付金について、埼玉県重層的支援体制整備事業交付金交付要綱の6の(7)の規定に基づき、下記の通り報告す

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

埼玉県知事 殿

市 町 村 長
広域連合代表
組 合 長

(元号) 年度埼玉県重層的支援体制整備事業交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 交付金申請額

		金	円
〔 内訳	包括的相談支援事業	金	円
	地域づくり事業	金	円
	多機関協働事業等	金	円

2 添付書類(以下該当する様式のみを添付すること)

- (1) (元号) 年度埼玉県重層的支援体制整備事業交付金所要額調書(様式1)
- (2) 按分率算定様式(様式2)
- (3) (元号) 年度包括的相談支援事業交付金所要額算定様式(様式3)
- (4) (元号) 年度包括的相談支援事業実施計画書(様式4)
- (5) (元号) 年度地域づくり交付金所要額算定様式(様式5)
- (6) (元号) 年度地域づくり事業実施計画書(様式6)
- (7) (元号) 年度多機関協働事業等実施計画書(様式7)
- (8) (元号) 年度歳入歳出予算書(見込書)抄本

(元号) 年度埼玉県重層的支援体制整備事業交付金所要額調書

市町村名

区 分	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 C(A-B)	対象経費 支出予定額 D	基準額 E	交付基本額 F	交付金所要額 G	備 考
	円	円	円	円	円	円	円	
埼玉県重層的支援体制整備事業交付金								
(項目別)								
① 高齢者日常生活支援等推進費分(ア+カ+キ)								
② 障害保健福祉費分(イ+ク)								
③ 生活保護等対策費分(ウ+ケ+コ+サ+シ+ス)								
(1) 包括的相談支援事業								
ア 地域包括支援センターの運営に要する費用相当額								
イ 相談支援事業に要する費用相当額								
ウ 利用者支援事業に要する費用相当額								
エ 自立相談支援事業に要する費用相当額								
オ 福祉事務所未設置町村相談事業に要する費用相当額								
(2) 地域づくり事業								
カ 地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額								
キ 生活支援体制整備事業に要する費用相当額								
ク 地域活動支援センター機能強化事業に要する費用相当額								
ケ 地域子育て支援拠点事業に要する費用相当額								
コ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要する費用相当額								
(3) 多機関協働事業等								
サ 参加支援事業								
シ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業								
ス 多機関協働事業								

(注) 1 (1) 包括的相談支援事業、(2) 地域づくり事業の交付金所要額(G欄)は、別紙様式第3の様式3及び様式5において算定した金額を記入すること。
 2 E欄には、交付要綱に定める基準額を記入すること。
 3 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
 4 G欄には、F欄の額に交付要綱に定める負担割合・補助率を乗じて得た額(千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。

按分率算定様式

市町村名 _____

・重層的支援体制整備事業を開始する年度の前々年度(基準年度)における実績額を記入すること(例:令和7年度に事業を開始する場合は、令和5年度の実績額を記入)

区 分	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費 実支出額	按分率
	A 円	B 円	C(A-B) 円	D 円	E
(1) 計(包括的相談支援事業対象分)					
ア 地域包括支援センターの運営					
イ 相談支援事業					
ウ 利用者支援事業					
エ 自立相談支援事業					
オ 福祉事務所未設置町村相談事業					
(2) 計(地域づくり事業対象分)					
カ 地域介護予防活動支援事業					
キ 生活支援体制整備事業					
ク 地域活動支援センター機能強化事業					
ケ 地域子育て支援拠点事業					
コ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業					

(注) 1 A欄には、地方交付税措置分により行われている費用分を除いた額を記入すること。

2 D欄には、B欄の額を除いた対象経費実支出額を記入すること。

3 E欄(按分率)には、アからオまでのD欄のそれぞれの額を「包括的相談支援事業対象分」のD欄の額で除した率、カからコまでのD欄のそれぞれの額を「地域づくり事業対象分」のD欄の額で除した率を記入すること。

4 「コ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業」については、令和3年度以前は「共助の基盤づくり事業」という名称で実施。

(元号) 年度 包括的相談支援事業 交付金所要額算定様式(交付申請時)

・包括的相談支援事業の対象事業ごとに、総事業費、対象経費支出予定額等を記入すること。

市町村名

区 分	総事業費	寄付金その他の の収入額	差引額	対象経費 支出予定額	対象経費基本額 (C・Dいずれか低い額)	Eのうち、 施設の開設・廃止等 による影響額
	A	B	C(A-B)	D	E	
円						
合計(包括的相談支援事業対象事業)						
ア 地域包括支援センターの運営						
イ 相談支援事業						
ウ 利用者支援事業						
エ 自立相談支援事業						
オ 福祉事務所未設置町村相談事業						

区 分	対象経費基本額 (Fの影響額を除く)	按分率	対象経費基本額 (各事業費相当分)	施設の開設・廃止等 による影響額 (Fの額を再掲)	対象経費基本額 (影響額調整後)	基準額	交付基本額 (K・Lいずれか低い額) ※ア 内訳表使用	交付金所要額 (M×交付率)
	G(E-F)	H	I(G×H)	J	K(I+J)	L	M	N
円								
埼玉県重層的支援体制整備事業交付金(包括的相談支援事業分)								
ア 地域包括支援センターの運営に要する費用相当額								
イ 相談支援事業に要する費用相当額								
ウ 利用者支援事業に要する費用相当額								
エ 自立相談支援事業に要する費用相当額								
オ 福祉事務所未設置町村相談事業に要する費用相当額								

- (注) 1 A欄には、地方交付税措置分により行われている費用分を除いた額を記入すること。
 2 F欄には、重層的支援体制整備事業を開始する年度の前々年度(基準年度)から実施年度までの間に相談支援にかかる施設の開設・廃止等が生じた場合の、当該事由による影響額(加算額または減算額)を記入すること。
 3 H欄には、別紙様式第3様式2(按分率算定様式)のE欄に記入した按分率を記入すること。
 4 L欄には、交付要綱に定める基準額を記入すること。
 5 M欄には、K欄、L欄のうち、いずれか少ない額を記入すること。
 6 N欄には、M欄の額に交付要綱に定める負担割合・補助率を乗じて得た額(千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。なお、「ウ 利用者支援事業に要する費用相当額」については、様式第3様式4(利用者支援事業)で算出した交付金所要額の合計を記入すること。
 7 「ア 地域包括支援センターの運営に要する費用相当額」について、M欄には、K欄の額に地域支援事業で実施される任意事業に要する費用を加えた額(※)とL欄の額のうち、いずれか少ない額から地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額(※)を控除した額を記入すること。(下記内訳表)
 (※)一部事務組合又は広域連合等の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合又は広域連合等を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業に要する費用の額
 なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における地域包括支援センターの運営に要する費用の額を合算した額とする。
 この合算した額と基準額とを比較し、基準額が選定される場合に限り、K欄には、基準額を上限として、同一の一部事務組合又は広域連合内で他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村と按分した額を記入すること。その場合、下記内訳表は記載不要とする。

ア 地域包括支援センターの運営に要する費用相当額 内訳表(注7)

M 交付基本額	円
K 対象経費基本額(影響額調整後)	
a 地域支援事業で実施される任意事業に要する費用	
K' 小計(K+a)	
L 基準額	
b K'とLで、いずれか少ない額	
M (b-a(地域支援事業で実施される任意事業に要する費用))	

地域包括支援センター運営費別表

<地域包括支援センターの運営にかかる収支>

支出			収入			設置する 地域包括支援 センター数
	金額(円)	補足		金額(円)	補足	
① 総事業費	円	以下の金額を含めて記入すること。 ・指定介護予防支援等の業務にかかる経費 ・介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託する場合における委託費 ・総合相談支援事業の一部委託にかかる委託費	③ 寄付金その他の収入額	円	指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業にかかる収入額(④)を除いた寄付金その他の収入額を記入すること。	か所
② 対象経費支出予定額	円		④ 指定介護予防支援等にかかる収入額	円	指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業にかかる収入額を記入する。	

(記載上の注意)

- ・①～④は、交付要綱4に基づく金額ではなく、上記の補足事項を踏まえて記入すること。
- ・地域包括支援センター数は、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの数を記入すること。
- ・総合相談支援事業の一部委託を行っている場合には、①～④に加えて以下の⑤も記入すること。(⑤は①・②の内数。なお、一部委託を行っていない場合には0円とすること。)

⑤ 総合相談支援事業の一部委託にかかる委託費	円
------------------------	---

<交付要綱4に基づく所要額の計算欄>

支出			収入			差引額		
	金額(円)	備考		金額(円)	備考		金額(円)	備考
⑥(=①-⑤) 委託費を除いた総事業費	円		④(再掲) 指定介護予防支援等にかかる収入額	円		⑦(=⑥-④+⑤) 差引額	円	様式3のA欄に対応
			③(再掲) 寄付金その他の収入額	円	様式3のB欄に対応	⑧=⑦-③ 差引額	円	様式3のC欄に対応
⑨(=②-⑤) 委託費を除いた対象経費支出予定額	円		④(再掲) 指定介護予防支援等にかかる収入額	円		⑩(=⑨-④+⑤) 差引額	円	様式3のD欄に対応

(注) 計算過程において、⑥-④・⑨-④の値が0円以下となる場合には、当該値を0円として計算を行う。

別紙様式第3様式4

(元号) 年度包括の相談支援事業実施計画書

事業名: 相談支援事業

(市町村名:)

【事業内容】

--

【対象経費支出予定額内訳】

対象経費支出予定額	算出内訳	備考

利用者支援事業

類型	件数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 金等補助額	交付金所要額
1. 基本型	①	②	③	④
2. 特定制				
小計(1+2)				
3. ども家庭センター型				
のちろ、ア・ホ のちろ、カ				
小計(3)				
4. 妊婦等包括相談支援事業型				
妊婦等包括				

- (記入上の注意)
 1. ①～④欄には、「1.基本型」「2.特定制」「3.ども家庭センター型」「4.妊婦等包括相談支援事業型」における対応する欄の計額を記入すること。
 2. ④欄は、各型ごとに対象経費の支出予定額と国庫補助金等補助額を合計し、金額の小さい方に型ごとの補助率(1/3)(2/3)または1/6(4/18)/4(産業5/18)(半同業の補助率が定む)を乗じて算出すること。
 (1)基本型

No.	名称	実施場所	運営主体	類型	事業実施 月数	事業実施 日数 (1日あたり 1回)	職員の配置				夜間・休日 加算	出張給 付 支額	機能強 化のた めの取 組	多言語対 応 の取 組	特別 支援 の取 組	多機能 型加算	こども家 庭セン ター型 等加算	開設準備 経費	対象経費 の支出予定 額	国庫補助 基準額		
							専任職員 数	補助職員 数	計	夜間 休日												
1		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	
2																						
3																						
4																						
5																						
計																						

- (記入上の注意)
 1. ①～⑤欄は、地域子育て支援拠点(一施設)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所・市役場・市役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他(1.決定から該当するものを選択すること。
 ※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
 2. ⑥～⑧欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、決定から該当するものを選択すること。
 3. ⑨欄は、基本1型、基本2型、基本3型から該当するものを選択すること。
 4. ⑩欄は、1月1日現在にない施設を予定した場合は「有」を記入すること。
 5. ⑪欄は、6が基本1型の場合は空白以上、基本2型の場合は空白日満の月数を記入すること。
 6. ⑫欄は、夜間・休日加算の取組を適用する場合に「有」を記入すること。
 7. ⑬欄は、出張給付支額の取組を適用する場合に「有」を記入すること。
 8. ⑭欄は、機能強化のための取組の取組を適用する場合に「有」を記入すること。
 9. ⑮欄は、多言語対応について実施する場合に該当する場合に「有」を記入すること。
 10. ⑯欄は、配慮が必要な子育て家庭等への支援を実施する場合に「有」を記入すること。
 11. ⑰欄は、施設が必須な子育て家庭等への支援を実施する場合に「有」を記入すること。
 12. ⑱欄は、施設が必須な子育て家庭等への支援を実施する場合に「有」を記入すること。
 13. ⑲欄は、開設準備経費の取組を適用する場合に「有」を記入すること。

(2)特定制

実施条件	「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けていること	0～5歳児人口 (2015～16年度の毎年10月1日現在のうち、最も多いもの) ①

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (1日あたり 1回)	職員の配置				夜間・休日 加算	出張給 付 支額	機能強 化のた めの取 組	多言語対 応 の取 組	特別 支援 の取 組	開設 準備 経費	対象経費 の支出予定 額	国庫補助 基準額			
						専任職員 数	補助職員 数	計	夜間 休日											
1		②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱		
2																				
3																				
4																				
5																				
計																				

- (記入上の注意)
 1. ①～⑤欄は、1万人未満(1万人未満以上)により記入すること。(例:15,000人の場合、「20000」を記入する。)
 2. ⑥～⑧欄は、地域子育て支援拠点(一施設)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所・市役場・市役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他(1.決定から該当するものを選択すること。
 ※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
 3. ⑨欄は、基本1型、基本2型、基本3型から該当するものを選択すること。
 4. ⑩欄は、1月1日現在にない施設を予定した場合は「有」を記入すること。
 5. ⑪欄は、6が基本1型の場合は空白以上、基本2型の場合は空白日満の月数を記入すること。
 6. ⑫欄は、夜間・休日加算の取組を適用する場合に「有」を記入すること。
 7. ⑬欄は、出張給付支額の取組を適用する場合に「有」を記入すること。
 8. ⑭欄は、機能強化のための取組の取組を適用する場合に「有」を記入すること。
 9. ⑮欄は、多言語対応について実施する場合に該当する場合に「有」を記入すること。
 10. ⑯欄は、配慮が必要な子育て家庭等への支援を実施する場合に「有」を記入すること。
 11. ⑰欄は、施設が必須な子育て家庭等への支援を実施する場合に「有」を記入すること。
 12. ⑱欄は、施設が必須な子育て家庭等への支援を実施する場合に「有」を記入すること。

(3)ども家庭センター型

No.	名称	要件	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (1日あたり 1回)	職員配置				夜間・休日 加算	出張給 付 支額	機能強 化のた めの取 組	多言語対 応 の取 組	特別 支援 の取 組	開設 準備 経費	対象経費 の支出予定 額	国庫補助 基準額	
							専任職員 数	補助職員 数	計	夜間 休日									
1		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	
2																			
3																			
4																			
5																			
計																			

- (記入上の注意)
 1. 母子保健機能や児童福祉機能の取組が必須な(ども家庭センター1箇所とする場合で、かつ各施設ごとに補助金を申請する場合は、行を分けて記載すること。(例:母子保健機能の施設が2箇所、児童福祉機能の施設が3箇所の場合は、母子保健機能の施設2箇所分は2行目に記載、(その他の項目(統括支援員の配置等)は1人分しない。))
 2. ④欄は、以下ア～イのうちいずれかを選択すること。

- ア 保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者
 イ 母子保健機能、児童福祉機能における業務に従事している者(以下「有資格者」といって相次就業の取組を行い、取組期間に定数の必要)
 ウ その他、市役所において上記と同等と認めらる者
 3. ⑤欄は、統括支援員が2人以上かつ10人以上である者(有資格者の場合は、保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー、その他各業務のうちいずれかを選択すること。
 4. ⑥欄は、一体的支援に係る業務提供の年度月数を記入すること。出来れば、見込みで構わない。
 5. ⑦欄は、地域子育て支援拠点(一施設)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所・市役場・市役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他(1.決定から該当するものを選択すること。 ※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
 6. ⑧欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、決定から該当するものを選択すること。
 7. ⑨欄は、1月1日現在にない施設を予定した場合は「有」を記入すること。
 8. ⑩欄は、1が基本1型の場合は空白以上、基本2型の場合は空白日満の月数を記入すること。
 9. ⑪欄は、夜間・休日加算の取組を適用する場合に「有」を記入すること。
 10. ⑫欄は、出張給付支額の取組を適用する場合に「有」を記入すること。
 11. ⑬欄は、機能強化のための取組の取組を適用する場合に「有」を記入すること。
 12. ⑭欄は、多言語対応について実施する場合に該当する場合に「有」を記入すること。
 13. ⑮欄は、配慮が必要な子育て家庭等への支援を実施する場合に「有」を記入すること。
 14. ⑯欄は、施設が必須な子育て家庭等への支援を実施する場合に「有」を記入すること。
 15. ⑰欄は、10万人未満、10万人以上かつ20万人未満、20万人以上のいずれかから選択すること。
 16. ⑱欄は、サポートプランの作成件数を記入すること。なお、作成件数はサポートプランを作成し手交できない場合も含むものとする。 ※サポートプランの作成件数が決定の場合は、見込みで構わない。
 17. ⑲欄は、施設が必須な子育て家庭等への支援を実施する場合に「有」を記入すること。
 20. ⑳欄は、開設準備経費の取組を適用する場合に「有」を記入すること。

無償旅行団費	対象経費の 支出予定 額	国庫補助 基準額
①	②	③

- (記入上の注意)
 1. ①欄は、制度施行円滑導入経費の取組を適用する場合に「有」を記入すること。

(4)妊婦等包括相談支援事業型

No.	名称	要件記号	委託有無	対象経費 の支出予定 額	国庫補助 基準額
1		①	②	③	④
2					
3					
4					
計					

- (記入上の注意)
 1. ①欄は、妊婦等包括相談支援事業を実施する機関名称を記載すること。
 2. ②欄は、交付金種別(委託)を「イ、ウ、エ」の中から選択すること。
 3. ③欄は、妊婦等包括相談支援事業を全部又は一部を委託する場合に「有、委託しない」場合に「無」と記載すること。

(元号) 年度 地域づくり事業 交付金所要額算定様式(交付申請時)

・地域づくり事業の対象事業ごとに、総事業費、対象経費支出予定額等を記入すること。

市町村名

区 分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費支出予定額	対象経費基本額 (C・Dいずれか低い額)	Eのうち、 拠点の開設・廃止等 による影響額
	A	B	C(A-B)	D	E	F
	円	円	円	円	円	円
合計(地域づくり事業対象事業)						
カ 地域介護予防活動支援事業						
キ 生活支援体制整備事業						
ク 地域活動支援センター機能強化事業						
ケ 地域子育て支援拠点事業						
コ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業						

区 分	対象経費基本額 (Fの影響額を除く)	按分率	対象経費基本額 (各事業費相当分)	拠点の開設・廃止等 による影響額 (Fの額を再掲)	対象経費基本額 (影響額調整後)	基準額	交付基本額 (K・Lいずれか低い額) ※カ・キ 内訳表使用	交付金所要額 (M×交付率)
	G(E-F)	H	I(G×H)	J	K(I+J)	L	M	N
	円		円	円	円	円	円	円
埼玉県重層的支援体制整備事業交付金(地域づくり事業分)								
カ 地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額								
キ 生活支援体制整備事業に要する費用相当額								
ク 地域活動支援センター機能強化事業に要する費用相当額								
ケ 地域子育て支援拠点事業に要する費用相当額								
コ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要する費用相当額								

- (注) 1 A欄には、地方交付税措置分により行われている費用分を除いた額を記入すること。
 2 F欄には、重層的支援体制整備事業を開始する年度の前々年度(基準年度)から実施年度までの間に地域づくりにかかる拠点の開設・廃止等が生じた場合の、当該事由による影響額(加算額または減算額)を記入すること。
 3 H欄には、別紙様式第3様式2(按分率算定様式)のE欄に記入した按分率を記入すること。
 4 L欄には、交付要綱に定める基準額を記入すること。
 5 M欄には、K欄、L欄のうち、いずれか少ない額を記入すること。
 6 N欄には、M欄の額に交付要綱に定める負担割合・補助率を乗じて得た額(千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。なお、「カ 地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額」のN欄については、交付要綱に定める負担割合・補助率を乗じて得た額(千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)に交付要綱に定める重層的支援体制整備事業交付金として交付される介護予防・日常生活支援総合事業調整交付金の額を加えた額を記入すること。
 7 「カ 地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額」について、M欄には、K欄の額に地域支援事業で実施される介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用を加えた額(※)とL欄の額のうち、いずれか少ない額から地域支援事業で実施される介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額(※)を控除した額を記入すること。(下記内訳表)
 (※)一部事務組合又は広域連合等の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合又は広域連合等を実施主体として地域支援事業で実施される地域介護予防活動支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額
 なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される地域介護予防活動支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村におけるK欄の額を合算した額とする。
 この合算した額と基準額とを比較し、基準額が選定される場合に限り、K欄には、基準額を上限として、同一の一部事務組合又は広域連合内で他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村と按分した額を記入すること。その場合、下記内訳表は記載不要とする。
 8 「キ 生活支援体制整備事業に要する費用相当額」について、M欄には、K欄の額に地域支援事業で実施される包括的支援事業(社会保障充実分)に要する費用を加えた額(※)とL欄の額のうち、いずれか少ない額から地域支援事業で実施される包括的支援事業(社会保障充実分)に要する費用の額(※)を控除した額を記入すること。(下記内訳表)
 (※)一部事務組合又は広域連合等の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合又は広域連合等を実施主体として地域支援事業で実施される生活支援体制整備事業及び包括的支援事業(社会保障充実分)に要する費用の額
 なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される生活支援体制整備事業及び包括的支援事業(社会保障充実分)に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村におけるK欄の額を合算した額とする。
 この合算した額と基準額とを比較し、基準額が選定される場合に限り、K欄には、基準額を上限として、同一の一部事務組合又は広域連合内で他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村と按分した額を記入すること。その場合、下記内訳表は記載不要とする。
 9 「コ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要する費用相当額」について、A,B,C,D,E,L,M,N欄には下記内訳表で算出される合計額を記載すること。なお、①から⑤の取組については以下の通りとする。
 ①地域住民のニーズ・生活課題の把握 ②地域住民の活動支援・情報発信等 ③地域コミュニティを形成する「居場所づくり」 ④行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開 ⑤地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策
 また、M欄(交付基本額)は、E欄(CとDのうちいずれか低い額)とL欄(基準額)それぞれの事業分類①～④と事業分類⑤の合計を比較していずれか少ない額を事業分類①～④と事業分類⑤の合計欄に記入すること。その際、L欄が選定された場合は、E欄の事業分類①～④と事業分類⑤との比率で按分した金額をL欄の各事業の金額としてM欄の事業分類①～④と事業分類⑤の各欄を記入すること。

カ 地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額 内訳表(注7)

M	交付基本額	円
K	対象経費基本額(影響額調整後)	
a	地域支援事業で実施される介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用	
K'	小計(K+a)	
L	基準額	
b	K'として、いずれか少ない額	
M	(b-a)地域支援事業で実施される介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用)	

キ 生活支援体制整備事業に要する費用相当額 内訳表(注8)

M	交付基本額	円
K	対象経費基本額(影響額調整後)	
a	地域支援事業で実施される包括的支援事業(社会保障充実分)に要する費用	
K'	小計(K+a)	
L	基準額	
b	K'として、いずれか少ない額	
M	(b-a)地域支援事業で実施される包括的支援事業(社会保障充実分)に要する費用)	

コ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要する費用相当額 内訳表(注9)

	(1)~(4)(円)	(5)(円)	合計(円)
A	総事業費		
B	寄付金その他の収入額		
C	差引額		
D	対象経費支出予定額		
E	対象経費基本額		
L	基準額		
M	交付基本額		
N	交付金所要額		

別紙様式第3様式6

地域介護予防活動支援事業 実施計画書

(市町村名:)

【事業内容(予定)】

--

【対象経費支出予定額内訳】

経費区分	対象経費 基本額	算出内訳	備考
合計			

(元号) 年度 生活支援体制整備事業 実施計画書

(市町村名:)

【計画内容】

対象経費 支出予定額(円)	第1層生活支援 コーディネーターの 配置有無	第2層生活支援 コーディネーターの 配置有無	生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業の実施有無	住民参画・官民連携推進事業の実施有無	就労的活動支援 コーディネーターの 配置有無
円					

生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業を重層的支援体制整備事業として実施する場合	
重層的支援体制整備事業で実施する理由	

注)

1 「対象経費支出予定額」には、様式5 キ生活支援体制整備事業のD欄の金額を記入すること。

2 重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、属性を問わない相談支援や地域づくりに向けた支援等の5事業を一体的に実施するものであることから、生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業(以下「本事業」という。)の実施有無に関わらず地域住民への個別訪問や相談対応等といった個別の対応と、複雑化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりの関連性に留意して生活支援体制整備事業を実施することが望ましいが、市町村が別途本事業を実施する必要があると判断する場合には実施が可能であることから、重層的支援体制整備事業において本事業を実施する理由を記載すること。

(元号) 年度地域づくり事業実施計画書

事業名:地域活動支援センター機能強化事業

(市町村名:)

【事業内容(予定)】

--

※事業内容について、事業形態の例の類型を踏まえた事業を実施している場合には、その類型を記載すること。(Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型等)

※地域活動支援センター基礎的事業のみ実施の場合には、本様式は記載不要とする。

様式第3様式5において、総事業費等の記入箇所には0を計上すること。

【対象経費支出予定額内訳】

対象経費支出予定額	算出内訳	備考

別紙様式第3様式6

生活困窮者支援等のための地域づくり事業 実施計画書

市区町村名

(直接補助)

(単位:円)

事業名	対象経費	
	科目	金額

(元号) 年度 多機関協働事業等 実施計画書

市町村名 _____

(1) 基本情報

人口 (注)	
人口規模区分	

(注) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日時点において住民基本台帳に記載されている者の数を記載すること。

(2) 多機関協働事業

【事業内容】

① 実施主体	
② (委託を行う場合) 委託先	
③ 実施体制	
市町村庁内	
(委託を行う場合) 委託先	
④ 事業概要	
(ア) 本事業の対象とする支援ニーズ	
(イ) 重層的支援会議の設置及び運営	
(ウ) 人口減少社会にあっても包括的な支援体制を維持できるよう、支援関係機関間の連携を進め、多機関協働事業を介さずとも、支援関係機関間で対応できる支援ニーズを増やすための方策	
(エ) 既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援関係機関では対応が難しい支援ニーズに対応する社会資源の把握と開発に向けた検討の方策	
(オ) その他	

【対象経費支出予定額内訳】

対象経費支出予定額	算出内訳	備考
円		合計額を記載すること。

【記入にあたっての留意事項】

- ②、③の委託先に係る事項、④(オ)を除き、すべての欄に記入すること。未記入の欄がある場合は、申請を受け付けない。
- セル・行の追加・削除は絶対に行わないこと。行われていた場合は、再提出を求める。(記入欄に入りきらない場合は、行の幅を拡大すること。)
- 事業の全体像が分かる概要図や、事業内容の詳細を示した資料等がある場合は、添付すること。
- 「④ 事業概要」(ウ)・(エ)は、どのような主体が、どのような主体に働きかけ、何をどのように行うのか、具体的に記入すること。
- 「④ 事業概要」(オ)は、事業内容の詳細を記入するとともに、重層的支援体制整備事業実施要綱(案)の該当箇所を明示すること。(例:別添5の1(3)ア〇行目)

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

【事業内容】

① 実施主体	
② (委託を行う場合) 委託先	
③ 実施体制	
市町村庁内	
(委託を行う場合) 委託先	
④ 事業概要	
(ア) 潜在的な支援ニーズを抱える者を早期に把握するための取組	
(イ) 本人やその世帯とのつながりを形成するための取組	
(ウ) 継続的につながり続け、支援を実施するための取組	
(エ) その他	

【対象経費支出予定額内訳】

対象経費支出予定額	算出内訳	備考
円		合計額を記載すること。

【記入にあたっての留意事項】

- ②、③の委託先に係る事項、④(エ)を除き、すべての欄に記入すること。未記入の欄がある場合は、申請を受け付けない。
- セル・行の追加・削除は絶対に行わないこと。行われていた場合は、再提出を求める。
(記入欄に入りきらない場合は、行の幅を拡大すること。)
- 事業の全体像が分かる概要図や、事業内容の詳細を示した資料等がある場合は、添付すること。
- 「④ 事業概要」は、どのような主体が、何を、どのように行うのか、具体的に記入すること。
- 「④ 事業概要」(エ)は、事業内容の詳細を記入するとともに、重層的支援体制整備事業実施要綱(案)の該当箇所を明示すること。(例:別添5の2(3)イ(ア)○行目)

(4) 参加支援事業

【事業内容】

① 実施主体	
② (委託を行う場合) 委託先	
③ 実施体制	
市町村庁内	
(委託を行う場合) 委託先	
④ 本事業において扱う事例	重層的支援会議で作成されたプランに基づき、市町村が、既存制度等では対応できない社会参加に係る支援の必要性があり、参加支援事業による支援を行うことを決定した事例(ただし、参加支援事業による支援を早期に行う必要がある事例を除く。)
⑤ 事業概要	
(ア) 支援対象者本人やその世帯の支援ニーズを踏まえた丁寧なマッチング	
(イ) 地域の社会資源や支援関係機関とのつながりづくり	
(ウ) 地域における福祉サービスとの連携	
(エ) その他	

【対象経費支出予定額内訳】

対象経費支出予定額	算出内訳	備考
円		合計額を記載すること。

【記入にあたっての留意事項】

- ②、③の委託先に係る事項、⑤(エ)を除き、すべての欄に記入すること。未記入の欄がある場合は、申請を受け付けない。
- セル・行の追加・削除は絶対に行わないこと。行われていた場合は、再提出を求める。
(記入欄に入りきらない場合は、行の幅を拡大すること。)
- 事業の全体像が分かる概要図や、事業内容の詳細を示した資料等がある場合は、添付すること。
- 「⑤ 事業概要」は、どのような主体が、何を、どのように行うのか、具体的に記入すること。
- 「⑤ 事業概要」(エ)は、事業内容の詳細を記入するとともに、重層的支援体制整備事業実施要綱(案)の該当箇所を明示すること。(例:別添5の3(3)イ(ア)○行目)

別紙様式第4

第 号
 (元号) 年 月 日

埼玉県知事 殿

市 町 村 長
 広域連合代表
 組 合 長

(元号) 年度埼玉県重層的支援体制整備事業交付金の変更交付申請について

(元号) 年 月 日地ケ第 号で交付決定を受けた標記交付金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 今回追加交付(一部取消)申請額 金 円
 [内訳 交付金既交付決定額 金 円
 変更後交付金所要額 金 円]

		交付金既交付 決定額(A)	変更後交付金 所要額(B)	今回追加交付(一 部取消)申請額 (B)－(A)
埼玉県重層的支援体制整備事業交付金		円	円	円
内 訳	包括的相談支援事業			
	地域づくり事業			
	多機関協働事業等			

2 変更を必要とする理由

3 変更に必要な諸様式については、申請手続の様式に準ずる。

別紙様式第5

第 号
(元号) 年 月 日

埼玉県知事 殿

市 町 村 長
広域連合代表
組 合 長

(元号) 年度埼玉県重層的支援体制整備事業交付金の事業実績報告について

(元号) 年 月 日地ケ第 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

(添付書類)

- (1) (元号) 年度埼玉県重層的支援体制整備事業交付金精算書(様式1)
- (2) 按分率算定様式(様式2)
- (3) (元号) 年度包括的相談支援事業交付金所要額算定様式(様式3)
- (4) (元号) 年度包括的相談支援事業実施報告書(様式4)
- (5) (元号) 年度地域づくり交付金所要額算定様式(様式5)
- (6) (元号) 年度地域づくり事業実施報告書(様式6)
- (7) (元号) 年度多機関協働事業等実施報告書(様式7)
- (8) (元号) 年度歳入歳出決算書(見込書)抄本

(元号) 年度埼玉県重層的支援体制整備事業交付金精算書

市町村名

区 分	総事業費 A	寄付金その他 の収入額 B	差引額 C(A-B)	対象経費 実支出額 D	基準額 E	交付基本額 F	実績に基づく 交付金所要額 G	交付申請時 交付金所要額 H	交付金 受入済額 I	確定 交付金所要額 J	差引過不足額 I-J		備 考
											超過(返還)額 K	不足(追加交付)額 L	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
埼玉県重層的支援体制整備事業交付金((1)~(3)の合計)													
(項目別)													
① 高齢者日常生活支援等推進費分(ア+カ+キ)													
② 障害保健福祉費分(イ+ク)													
③ 生活保護等対策費分(ウ+ケ+コ+サ+シ+ス)													
(1) 包括的相談支援事業													
ア 地域包括支援センターの運営に要する費用相当額													
イ 相談支援事業に要する費用相当額													
ウ 利用者支援事業に要する費用相当額													
エ 自立相談支援事業に要する費用相当額													
オ 福祉事務所未設置町村相談事業に要する費用相当額													
(2) 地域づくり事業													
カ 地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額													
キ 生活支援体制整備事業に要する費用相当額													
ク 地域活動支援センター機能強化事業に要する費用相当額													
ケ 地域子育て支援拠点事業に要する費用相当額													
コ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要する費用相当額													
(3) 多機関協働事業等													
サ 参加支援事業													
シ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業													
ス 多機関協働事業													

(注) 1 (1) 包括的相談支援事業、(2) 地域づくり事業の交付金所要額(G欄)は、別紙様式第5の様式3及び様式5において算定した金額を記入すること。
 2 E欄には、交付要綱に定める基準額を記入すること。
 3 F欄には、C欄、D欄及びE欄と比較して最も少ない額を記入すること。
 4 G欄には、F欄の額に交付要綱に定める負担割合・補助率を乗じて得た額(千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。
 5 (1) 包括的相談支援事業のア、エ及び(2) 地域づくり事業のカ、キのJ欄には、G欄の額を記入すること。また、(1) 包括的相談支援事業のイ、ウ、オ、(2) 地域づくり事業のク、ケ、コ及び(3) 多機関協働事業等のJ欄には、G欄とI欄を比較して低いほうの額を記入すること。

按分率算定様式(交付申請時に提出したものと同内容)

市町村名

・重層的支援体制整備事業を開始する年度の前々年度(基準年度)における実績額を記入すること(例:令和7年度に事業を開始する場合は、令和5年度の実績額を記入)

区 分	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費 実支出額	按分率
	A 円	B 円	C(A-B) 円	D 円	E
(1)計(包括的相談支援事業対象分)					
ア 地域包括支援センターの運営					
イ 相談支援事業					
ウ 利用者支援事業					
エ 自立相談支援事業					
オ 福祉事務所未設置町村相談事業					
(2)計(地域づくり事業対象分)					
カ 地域介護予防活動支援事業					
キ 生活支援体制整備事業					
ク 地域活動支援センター機能強化事業					
ケ 地域子育て支援拠点事業					
コ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業					

(注) 1 A欄には、地方交付税措置分により行われている費用分を除いた額を記入すること。

2 D欄には、B欄の額を除いた対象経費実支出額を記入すること。

3 E欄(按分率)には、アからオまでのD欄のそれぞれの額を「包括的相談支援事業対象分」のD欄の額で除した率、カからコまでのD欄のそれぞれの額を「地域づくり事業対象分」のD欄の額で除した率を記入すること。

4 「コ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業」については、令和3年度以前は「共助の基盤づくり事業」という名称で実施。

(元号) 年度 包括的相談支援事業 交付金所要額算定様式(精算時)

・包括的相談支援事業の対象事業ごとに、総事業費、対象経費実支出額等を記入すること。

市町村名 _____

区 分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費実支出額	対象経費基本額 (C・Dいずれか低い額)	Eのうち、 施設の開設・廃止等 による影響額
	A 円	B 円	C(A-B) 円	D 円	E 円	F 円
合計(包括的相談支援事業対象事業)						
ア 地域包括支援センターの運営						
イ 相談支援事業						
ウ 利用者支援事業						
エ 自立相談支援事業						
オ 福祉事務所未設置町村相談事業						

区 分	対象経費基本額 (Fの影響額を除く)	按分率	対象経費基本額 (各事業費相当分)	施設の開設・廃止等 による影響額 (Fの額を再掲)	対象経費基本額 (影響額調整後)	基準額	交付基本額 (K・Lいずれか低い額) ※ア 内訳表使用	交付金所要額 (M×交付率)	交付金所要額
	G(E-F) 円	H	I(G×H) 円	J 円	K(I+J) 円	L 円	M 円	N 円	円
埼玉県重層的支援体制整備事業交付金(包括的相談支援事業分)									
ア 地域包括支援センターの運営に要する費用相当額									
イ 相談支援事業に要する費用相当額									
ウ 利用者支援事業に要する費用相当額									
エ 自立相談支援事業に要する費用相当額									
オ 福祉事務所未設置町村相談事業に要する費用相当額									

(参考)交付申請時

- (注) 1 A欄には、地方交付税措置分により行われている費用分を除いた額を記入すること。
 2 F欄には、重層的支援体制整備事業を開始する年度の前々年度(基準年度)から実施年度までの間に相談支援にかかる施設の開設・廃止等が生じた場合の、当該事由による影響額(加算額または減算額)を記入すること。
 3 H欄には、別紙様式第5様式2(按分率算定様式)のE欄に記入した按分率を記入すること。
 4 L欄には、交付要綱に定める基準額を記入すること。
 5 M欄には、K欄、L欄のうち、いずれか少ない額を記入すること。
 6 N欄には、M欄の額に交付要綱に定める負担割合・補助率を乗じて得た額(千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。なお、「ウ 利用者支援事業に要する費用相当額」については、様式第5様式4(利用者支援事業)で算出した交付金所要額の合計を記入すること。
 7 「ア 地域包括支援センターの運営に要する費用相当額」について、M欄には、K欄の額に地域支援事業で実施される任意事業に要する費用を加えた額(※)とL欄の額のうち、いずれか少ない額から地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額(※)を控除した額を記入すること。(下記内訳表)
 (※)一部事務組合又は広域連合等の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合又は広域連合等を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業に要する費用の額
 なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における地域包括支援センターの運営に要する費用の額を合算した額とする。
 この合算した額と基準額とを比較し、基準額が選定される場合限り、K欄には、基準額を上限として、同一の一部事務組合又は広域連合内で他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村と按分した額を記入すること。その場合、下記内訳表は記載不要とする。

ア 地域包括支援センターの運営に要する費用相当額 内訳表(注7)

M 交付基本額	円
K 対象経費基本額(影響額調整後)	
a 地域支援事業で実施される任意事業に要する費用	
K' 小計(K+a)	
L 基準額	
b K'とLで、いずれか少ない額	
M (b-a(地域支援事業で実施される任意事業に要する費用))	

地域包括支援センター運営費別表

<地域包括支援センターの運営にかかる収支>

支出			収入			設置した 地域包括支援 センター数
	金額(円)	補足		金額(円)	補足	
① 総事業費	円	以下の金額を含めて記入すること。 ・指定介護予防支援等の業務にかかる経費 ・介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託した場合における委託費 ・総合相談支援事業の一部委託にかかる委託費	③ 寄付金その他の収入額	円	指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業にかかる収入額(④)を除いた寄付金その他の収入額を記入すること。	か所
② 対象経費実支出額	円		④ 指定介護予防支援等にかかる収入額	円	指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業にかかる収入額を記入する。	

(記載上の注意)

- ・①～④は、交付要綱4に基づく金額ではなく、上記の補足事項を踏まえて記入すること。
- ・地域包括支援センター数は、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの数を記入すること。
- ・総合相談支援事業の一部委託を行った場合には、①～④に加えて以下の⑤も記入すること。(⑤は①・②の内数。なお、一部委託を行っていない場合には0円とすること。)

⑤ 総合相談支援事業の一部委託にかかる委託費	円
------------------------	---

<交付要綱4に基づく所要額の計算欄>

支出			収入			差引額		
	金額(円)	備考		金額(円)	備考		金額(円)	備考
⑥(=①-⑤) 委託費を除いた総事業費	円		④(再掲) 指定介護予防支援等にかかる収入額	円		⑦(=⑥-④+⑤) 差引額	円	様式3のA欄に対応
			③(再掲) 寄付金その他の収入額	円	様式3のB欄に対応	⑧=⑦-③ 差引額	円	様式3のC欄に対応
⑨(=②-⑤) 委託費を除いた対象経費実支出額	円		④(再掲) 指定介護予防支援等にかかる収入額	円		⑩(=⑨-④+⑤) 差引額	円	様式3のD欄に対応

(注) 計算過程において、⑥-④・⑨-④の値が0円以下となる場合には、当該値を0円として計算を行う。

(元号) 年度包括的相談支援事業実施報告書

事業名:相談支援事業

(ア) 基幹相談支援センター機能強化事業

市町村等名	
-------	--

障害者相談支援事業(一般財源分)

(単位:円)

事業内容(実施方法含む)	積算内訳	実支出額
	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。以下同じ)	

基幹相談支援センター機能強化事業(交付金)

(単位:円)

	事業内容(実施方法含む)	実支出額
基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センターに配置		a
	積算内訳	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組		b
	積算内訳	
基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組		c
	積算内訳	
合計(a+b+c)		

※基幹相談支援センター機能強化事業には、一般財源で措置されている障害者相談支援事業に係る経費を記載しないこと。
 ※実施方法は直接実施・委託、委託の場合は委託先等について、具体的に記載すること。
 ※「実支出額」については、それぞれの「積算内訳」の合計額を記載すること。

(イ)住宅入居等支援事業

市町村名	
------	--

a 事業内容等

事 項 名	実施方法	事業内容等
1. 住宅入居等支援事業 (2を除く)		
2. 経過的事業		

※1 事項ごとに事業内容、実施方法(直接実施・委託、委託の場合は委託先等)等について、具体的に記載してください。

b 積算内訳

事 項 名	経費名	実支出額(事業費ベース)
1. 住宅入居等支援事業 (2を除く)		円
2. 経過的事業		円
合 計		

※1 「実支出額」欄については、「経費」ごとにその合計額を記入すること。

別添様式第5様式

利用者支援事業

市町村名 _____

類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	交付金所要額
1. 基本型	①	②	③	④
2. 特定制				
小計(1+2)				
3. ことば家庭センター等 のケア・ア・ホ ムケア・カ ンパニイ				
4. 小計(3)				
5. 国庫補助対象事業 費(1+4)				

- (記入上の注意)
 ① ②③④には、「1.基本型」「2.特定制」「3.ことば家庭センター型」「4.経緯等包括相談支援事業型」における対応する欄の計額の金額を記入すること。
 ⑤ ⑥⑦⑧は、各型ごとに対象経費の実支出額と国庫補助基準額を比較し、金額の小さい方に沿った額の補助額(1/2000は1/6.414)を算出した額(円未満の端数は生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。
 (1)基本型

No.	名称	実施場所	運営主体	類型	事業実施 月数	事業実施 日数 (日あたり)	職員の配置				夜間・休日 加算 回数	出稼給 支額 の 取組	機能化 の 取組	多言語対応 の 取組	特別 支援 対応	多機能 型加算	ことば家 庭セン ター一 体化 加算	開設準備 経費	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額		
							主任職員 数	補助職員 数	H	※												
1		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	
2																						
3																						
4																						
5																						

- (記入上の注意)
 1. ①～⑤欄は、地域子育て支援拠点(一級型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼保園、保健(福祉)センター、公民館、市役所・市役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()から該当するものを選択すること。
 ※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
 2. ⑥欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学芸会、株式会社、生活協同組合、民営、その他から該当するものを選択すること。
 3. ⑦欄は、基本1型、基本2型、基本3型から該当するものを選択すること。
 4. ⑧欄は、1月に満たない人数を定員とした、これを1月として記載すること。
 5. ⑨欄は、⑥が基本1型の場合は定員以上、基本2型の場合は選定日満員の人数を記入すること。
 6. ⑩欄は、夜間・休日加算の取組を適用する場合に「有」を記入すること。
 7. ⑪欄は、出張給支額の取組を適用する場合に「有」を記入すること。
 8. ⑫欄は、機能化のための取組の取組を適用する場合に「有」を記入すること。
 9. ⑬欄は、多言語対応について実施した場合は該当する欄に「有」を記入すること。
 10. ⑭欄は、特別支援対応が必要な児童等への支援を業種別に実施している場合に「有」を記入すること。
 11. ⑮欄は、地域の子育て支援を促進し、連携・協働を促す目的で情報化システムの構築等を行った場合に「有」を記入すること。
 12. ⑯欄は、ことば家庭センターへの連携等を実施した場合に「有」を記入すること。
 13. ⑰欄は、開設準備経費の取組を適用する場合に「有」を記入すること。

(2)特定制

実施条件	「保育確保体制の確保のための施設計画」の採択を受けていること	0～6歳児人口 (10年～16年の各10日間の平均値の5%、最も多い月)	①
------	--------------------------------	---	---

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (日あたり)	職員の配置				夜間・休日 加算 回数	出稼給 支額 の 取組	機能化 の 取組	多言語対応 の 取組	特別 支援 対応	開設準備 経費	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額		
						主任職員 数	補助職員 数	H	※										
1		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	
2																			
3																			
4																			
5																			

- (記入上の注意)
 1. ①欄は、1万人単位(1万人未満は切り上げ)により記入すること。(例:15,000人の場合、「20,000」を記入すること。)
 2. ②欄は、地域子育て支援拠点(一級型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼保園、保健(福祉)センター、公民館、市役所・市役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()から該当するものを選択すること。
 ※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
 3. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学芸会、株式会社、生活協同組合、民営、その他から該当するものを選択すること。
 4. ④欄は、1月に満たない人数を定員とした、これを1月として記載すること。
 5. ⑤欄は、夜間・休日加算の取組を適用する場合に「有」を記入すること。
 6. ⑥欄は、出張給支額の取組を適用する場合に「有」を記入すること。
 7. ⑦欄は、機能化のための取組の取組を適用する場合に「有」を記入すること。
 8. ⑧欄は、多言語対応について実施した場合は該当する欄に「有」を記入すること。
 9. ⑨欄は、特別支援対応が必要な児童等への支援を業種別に実施している場合に「有」を記入すること。
 10. ⑰欄は、開設準備経費の取組を適用する場合に「有」を記入すること。

(3)ことば家庭センター型

No.	名称	経路支援費の取組		母子保護機能		事業実施 月数	事業実施 日数 (日あたり)	事業実施 日数 (日あたり)	職員の配置				夜間・休日 加算 回数	出稼給 支額 の 取組	機能化 の 取組	多言語対応 の 取組	特別 支援 対応	開設準備 経費	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額		
		要件	資格	研修受講 (予定) 人数	実施場所				運営主体	主任職員 数	事業実施 日数 (日あたり)	主任職員 数									事業実施 日数 (日あたり)	H
1		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	
2																						
3																						
4																						

- (記入上の注意)
 1. 母子保護機能や児童福祉機能の施設を複数含むことば家庭センター1箇所とする場合、かつ各施設ごとに補助金を申請する場合は、行を分けて記載すること。(例:母子保護機能の施設が2箇所、児童福祉機能の施設が1箇所の場合は、母子保護機能の施設2箇所分は2行目に記載、(その他の項目(経路支援費の取組等)は入らない。))
 2. ③欄は、以下からいずれかから選択すること。
 ア 保健師、社会福祉士、ことば家庭ソーシャルワーカー等の母子保護、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保護又は児童福祉分野の実務経験を有する者
 イ 母子保護機能、児童福祉機能における業務の交代(又はいずれかにおいて相談支援業務の経験があり、双方の役割に相当のある者
 ウ その他、市長が指定したその他の資格を有する者
 3. ④欄は、経路支援費がことば家庭センターがオンラインで定める資格要件の者は、保健師、社会福祉士、ことば家庭ソーシャルワーカー、その他各資格の中からいずれかを選択すること。
 4. ⑤欄は、一般家庭に係る児童福祉施設を記入すること。
 5. ⑥欄は、地域子育て支援拠点(一級型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼保園、保健(福祉)センター、公民館、市役所・市役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()、未定から該当するものを選択すること。※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
 6. ⑦欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学芸会、株式会社、生活協同組合、民営、その他から該当するものを選択すること。
 7. ⑧欄は、1月に満たない人数を定員とした、これを1月として記載すること。
 8. ⑨欄は、1月に満たない人数を定員とした、これを1月として記載すること。かつ、引き続き同様の事業を実施しているものとして、1市町村以上の事業を適用する場合は「有」、そうでない場合は「無」を記入すること。
 9. ⑩欄は、多言語対応について実施した場合は該当する欄に「有」を記入すること。
 10. ⑪欄は、特別支援対応が必要な児童等への支援を業種別に実施している場合に「有」を記入すること。
 11. ⑫欄は、ことば家庭センターを複数含む、母子保護機能、児童福祉機能を併存し(はいずれか有する場合は、「○」を記入すること。(令和8年度までの経過措置))
 12. ⑬欄は、利用者支援事業実施計画(内容)を申請(小規模型)、小規模型、小規模型、小規模型、小規模型、小規模型から選択すること。
 13. ⑭欄は、児童・士団員加算の取組を適用する場合に「○」を記入すること。なお、その場合は、児童・士団員加算に適用される人数を記入すること。
 14. ⑮欄は、児童福祉機能の取組する場合に「○」を記入すること。なお、その場合は、児童福祉機能の取組する人数を記入すること。
 15. ⑯欄は、児童・士団員加算の取組する場合に「○」を記入すること。なお、その場合は、児童・士団員加算に適用される人数を記入すること。
 16. ⑰欄は、地域活動推進加算を適用する場合に、実施した取組に「○」を記入すること。
 17. ⑱欄は、0～6歳児、0～11歳児のいずれかから選択すること。なお、作成年度にはサポートプランを作成し手交をしない場合も含むものとする。
 18. ⑲欄は、サポートプランの作成費を記入すること。なお、作成年度にはサポートプランを作成し手交をしない場合も含むものとする。
 19. ⑳欄は、開設準備経費(令和8年度までの経過措置)の取組を適用する場合に「○」を記入すること。
 20. ㉑欄は、開設準備経費の取組を適用する場合に「○」を記入すること。

活用の有無	対象経費の実支出額	国庫補助 基準額
①	②	③

- (記入上の注意)
 1. ①欄は、制度施行円滑化経費の取組を適用する場合に「有」を記入すること。

(4)経緯等包括相談支援事業型

No.	名称	要件記号	対象経費 の実支出額	国庫補助 基準額
1		①	②	③
2				
3				
4				
5				

- (記入上の注意)
 1. ①欄は、経緯等包括相談支援事業を実施する機関名称を記載すること。
 2. ②欄は、交付金額に記載の要件「イ」のうちいずれかから選択すること。
 3. ③欄は、経緯等包括相談支援事業を実施する機関名称を記載し、委託している場合に「無」と記載すること。

(元号) 年度 地域づくり事業 交付金所要額算定様式(精算時)

・地域づくり事業の対象事業ごとに、総事業費、対象経費実支出額等を記入すること。

市町村名

区 分	総事業費 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差引額 C(A-B) 円	対象経費 実支出額 D 円	対象経費基本額 (C・Dいずれか低い額) E 円	Eのうち、 拠点の開設・廃止等 による影響額 F 円
合計(地域づくり事業対象事業)						
カ 地域介護予防活動支援事業						
キ 生活支援体制整備事業						
ク 地域活動支援センター機能強化事業						
ケ 地域子育て支援拠点事業						
コ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業						

(参考)交付申請時

区 分	対象経費基本額 (Fの影響額を除く) G(E-F) 円	按分率 H	対象経費基本額 (各事業費相当分) I(G×H) 円	拠点の開設・廃止等 による影響額 (Fの額を再掲) J 円	対象経費基本額 (影響額調整後) K(I+J) 円	基準額 L 円	交付基本額 (K・Lいずれか低い額) ※カ・キ 内訳表使用 M 円	交付金所要額 (M×交付率) N 円	交付金所要額 円
埼玉県重層的支援体制整備事業交付金(地域づくり事業分)									
カ 地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額									
キ 生活支援体制整備事業に要する費用相当額									
ク 地域活動支援センター機能強化事業に要する費用相当額									
ケ 地域子育て支援拠点事業に要する費用相当額									
コ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要する費用相当額									

- (注) 1 A欄には、地方交付税措置分により行われている費用分を除いた額を記入すること。
 2 F欄には、重層的支援体制整備事業を開始する年度の前々年度(基準年度)から実施年度までの間に地域づくりにかかる拠点の開設・廃止等が生じた場合の、当該事由による影響額(加算額または減算額)を記入すること。
 3 H欄には、別紙様式第5様式2(按分率算定様式)のE欄に記入した按分率を記入すること。
 4 L欄には、交付要綱に定める基準額を記入すること。
 5 M欄には、K欄、L欄のうち、いずれか少ない額を記入すること。
 6 N欄には、M欄の額に交付要綱に定める負担割合・補助率を乗じて得た額(千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。なお、「カ 地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額」のN欄については、交付要綱に定める負担割合・補助率を乗じて得た額(千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)に交付要綱に定める重層的支援体制整備事業交付金として交付される介護予防・日常生活支援総合事業調整交付金の額を加えた額を記入すること。
 7 「カ 地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額」について、M欄には、K欄の額に地域支援事業で実施される介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用を加えた額(※)とL欄の額のうち、いずれか少ない額から地域支援事業で実施される介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額(※)を控除した額を記入すること。(下記内訳表)
 (※)一部事務組合又は広域連合等の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合又は広域連合等を実施主体として地域支援事業で実施される地域介護予防活動支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額
 なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される地域介護予防活動支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村におけるK欄の額を合算した額とする。
 この合算した額と基準額とを比較し、基準額が選定される場合に限り、K欄には、基準額を上限として、同一の一部事務組合又は広域連合内で他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村と按分した額を記入すること。その場合、下記内訳表は記載不要とする。
 8 「キ 生活支援体制整備事業に要する費用相当額」について、M欄には、K欄の額に地域支援事業で実施される包括的支援事業(社会保障充実分)に要する費用を加えた額(※)とL欄の額のうち、いずれか少ない額から地域支援事業で実施される包括的支援事業(社会保障充実分)に要する費用の額(※)を控除した額を記入すること。(下記内訳表)
 (※)一部事務組合又は広域連合等の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合又は広域連合等を実施主体として地域支援事業で実施される生活支援体制整備事業及び包括的支援事業(社会保障充実分)に要する費用の額
 なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される生活支援体制整備事業及び包括的支援事業(社会保障充実分)に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村におけるK欄の額を合算した額とする。
 この合算した額と基準額とを比較し、基準額が選定される場合に限り、K欄には、基準額を上限として、同一の一部事務組合又は広域連合内で他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村と按分した額を記入すること。その場合、下記内訳表は記載不要とする。
 9 「コ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要する費用相当額」について、M欄には、A,B,C,D,E,L,M,N欄には下記内訳表で算出される合計額を記載すること。なお、①から⑤の取組については以下の通りとする。
 ①地域住民のニーズ・生活課題の把握 ②地域住民の活動支援・情報発信等 ③地域コミュニティを形成する「居場所づくり」 ④行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開 ⑤地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策
 また、M欄(交付基本額)は、E欄(0と0のいずれか低い額)とL欄(基準額)それぞれと比較していずれか少ない額を事業分類①～④と事業分類⑤の合計欄に記入すること。その際、L欄が選定された場合は、E欄の事業分類①～④と事業分類⑤との比率で按分した金額をL欄の各事業の金額としてM欄の事業分類①～④と事業分類⑤の各欄で記入すること。

カ 地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額 内訳表(注7)

M 交付基本額	円
K 対象経費基本額(影響額調整後)	
a 地域支援事業で実施される介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用	
K' 小計(K+a)	
L 基準額	
b K'として、いずれか少ない額	
M (b-a)(地域支援事業で実施される介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用)	

キ 生活支援体制整備事業に要する費用相当額 内訳表(注8)

M 交付基本額	円
K 対象経費基本額(影響額調整後)	
a 地域支援事業で実施される包括的支援事業(社会保障充実分)に要する費用	
K' 小計(K+a)	
L 基準額	
b K'として、いずれか少ない額	
M (b-a)(地域支援事業で実施される包括的支援事業(社会保障充実分)に要する費用)	

コ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要する費用相当額 内訳表(注9)

	①～④(円)	⑤(円)	合計(円)
A 総事業費			
B 寄付金その他の収入額			
C 差引額			
D 対象経費実支出額			
E 対象経費基本額			
L 基準額			
M 交付基本額			
N 交付金所要額			

別紙様式第5様式6

地域介護予防活動支援事業

(市町村名:)

【事業内容(実績)】

--

【対象経費支出済額内訳】

経費区分	対象経費 基本額	算出内訳	備考
合計			

(元号) 年度 生活支援体制整備事業 実施報告書

(市町村名:)

【実施内容】

対象経費 実支出額(円)	第1層生活支援 コーディネーターの 配置有無	第2層生活支援 コーディネーターの 配置有無	生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業の実施有無	住民参画・官民連携推進事業の実施有無	就労的活動支援 コーディネーターの 配置有無
円					

生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業を重層的支援体制整備事業として実施する場合	
重層的支援体制整備事業で実施する理由	

注)

1 「対象経費実支出額」には、様式5 キ生活支援体制整備事業のD欄の金額を記入すること。

2 重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、属性を問わない相談支援や地域づくりに向けた支援等の5事業を一体的に実施するものであることから、生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業(以下「本事業」という。)の実施有無に関わらず地域住民への個別訪問や相談対応等といった個別の対応と、複雑化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりの関連性に留意して生活支援体制整備事業を実施することが望ましいが、市町村が別途本事業を実施する必要があると判断する場合には実施が可能であることから、重層的支援体制整備事業において本事業を実施する理由を記載すること。

(元号) 年度地域づくり事業実施報告書

事業名: 地域活動支援センター機能強化事業

市町村名 _____

a 事業実施施設一覧

事業形態	移行前事業	実施形態	法人格	事業所				1日当たりの実利用人員(人)	職員数(人)		基準	1か所当たりの補助額(円) A=B+C	うち機能強化事業の額(円) B	うち基礎的 事業の額(円) C	移行前の小規模作業所 に対する補助額(円) D	利用者負担 (徴収する根拠、 徴収額の設定方法 及び徴収方法)	備考
				所在市町村	法人名	事業所名	重複		常勤	非常勤							

- ※1 「事業形態」、「移行前事業」、「実施形態」及び「法人格」欄には、以下に記載してあるそれぞれの項目の記号をプルダウンから選択すること。
- ※2 「事業所名(法人名)」欄は正確に記載すること。また、他市町村と共同で実施する施設の場合、他市町村と一致するよう同一の名称を記入すること。
他市町村に所在する施設は、「重複」欄に「1」をプルダウンから選択すること。
- ※3 他市町村と共同で実施する施設の場合、他市町村と重複することのないよう「1日当たりの実利用人員」欄には自市町村民のみを、「1か所当たりの補助額」欄には自市町村が負担した額を記入すること。
- ※4 「基準」欄について、機能強化事業の算定にあたって「実質基準」によっている場合は「1」を、「形式基準」によっている場合は「2」をプルダウンから選択すること。
(「実質基準」「形式基準」の別は、平成21年12月15日付け「地域活動支援センター機能強化事業」の見直しの基本的な考え方についてを参照)
- ※5 「うち基礎的事業の額」欄には、当該施設に委託している市町村の一般財源で行われる他の事業(障害者相談支援事業など)の額を含めないこと。
- ※6 「移行前の小規模作業所に対する補助額」欄について、小規模作業所から移行した施設については、移行直前の補助額(年額)を記入すること。
なお、他の市町村と共同して実施していた場合には、自市町村が負担していた額を記入すること。
- ※7 数字は半角の算用数字で記入すること。(事業所名及び法人名を除く)

事業形態 I: I型 II: II型 III: III型 IV: その他
(実施要綱に示されている基準で補助をしている事業者はI~IIIを、自治体独自の基準で補助をしている事業者はIVを記入)

移行前事業 A: 小規模作業所 B: 精神障害者地域生活支援センター C: 身障デイサービス D: 知的デイサービス E: 新設 F: その他
※「新設」は、障害者自立支援法施行後、新たに設置された地域活動支援センターを指す。

実施形態 ①: 直営 ②: 委託 ③: 補助

法人格 ア: 社会福祉法人 イ: NPO法人 ウ: 医療法人 エ: 株式会社 オ: 自治体 カ: その他

b 基礎的事業及び機能強化事業の実施内容

1 基礎的事業

事業内容	基準額
<p>(例1:定額としている場合)</p> <p>創作的活動、〇〇を行う事業</p>	<p>1カ所あたり0,000,000円</p>
<p>(例2:内訳を設定している場合)</p> <p>創作的活動、〇〇を行う事業</p>	<p>人件費0,000,000円 〇〇費000,000円</p>

2 機能強化事業

事業内容	基準額
<p>(例1:定額としている場合)</p> <p>〇〇加算:職員配置基準を超えて、常勤の有国家資格者(〇〇福祉士)を配置した場合に加算する。</p>	<p>1人加配する毎に000円(〇人まで)</p>
<p>(例2:内訳を設定している場合)</p> <p>〇〇を行う事業</p>	<p>人件費0,000,000円 〇〇費000,000円</p>

※施設ごとに記載する必要はないが、I型、II型など各種の形態や加算を設けている場合には、それぞれ区分して記載すること。(満年度ベースの金額を記載すること)

※各市町村が定める要件に従って記載すること。

※機能強化事業には、市町村の一般財源で実施する事業に係る経費を記載しないよう留意すること。

※各市町村が定める「基礎的事業」及び「機能強化事業」の内容が確認できる資料(要綱等)を添付すること。

※適宜行を挿入すること。

地域子育て支援拠点事業

Table with 4 columns: 類型, 場所数, 対象経費の支支出額, 国庫補助基準額. Includes rows for 1-一般型, 2-出張ひろば(一般型), 3-経過措置・小規模型指定施設(一般型), 4-連携型, and 合計.

(記入上の注意) 1. ②③欄には、「(1)一般型」「(2)出張ひろば(一般型)」「(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)」「(4)連携型」における対応する欄の計額の金額を記入すること。

(1)一般型

Main table for (1) General Type with 22 columns: No, 名称, 実施場所, 運営主体, 事業実施月数, 開設日数, 開設時期, 専任職員配置, 平均利用親子組数, 対象経費の支支出額, 国庫補助基準額.

(記入上の注意) 1. ②欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()、未定から該当するものを記入すること。 ※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。

(2)出張ひろば(一般型)

Table for (2) Itinerant Hiroba (General Type) with 10 columns: No, 出張元名称, 出張先名称, 事業実施月数, 開設日数, 開設時期, 平均利用親子組数, 対象経費の支支出額, 国庫補助基準額.

(記入上の注意) 1. ①欄は、出張元となっている一般型の拠点の名称を記入すること。 2. ②欄は、出張元の拠点が出張ひろば事業を複数の場所において週1~2回実施した場合は、代表となる名称を記載しその他の場所については「他〇箇所」と記入すること。

(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)

Table for (3) Transitional/Small-scale Designated Facility (General Type) with 13 columns: No, 名称, 実施場所, 運営主体, 事業実施月数, 開設日数, 開設時期, 専任職員配置, 平均利用親子組数, 事業内容, 保障相談(週3回程度実施)の有無, 開設年月日, 対象経費の支支出額, 国庫補助基準額.

(記入上の注意) 1. ②欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()から該当するものを記入すること。

(4)連携型

Table for (4) Collaboration Type with 17 columns: No, 名称, 実施場所, 運営主体, 事業実施月数, 開設日数, 開設時期, 専任職員配置, 平均利用親子組数, 対象経費の支支出額, 国庫補助基準額.

(記入上の注意) 1. ②欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()から該当するものを記入すること。

別紙様式第5様式6

生活困窮者支援等のための地域づくり事業

市区町村名

実施主体 (委託先)	事業実績

別紙様式第5様式6

生活困窮者支援等のための地域づくり事業

成果目標	※ 本事業を通じて、地域において解決すべき課題を目標として掲げ、可能な限り定量的に記述すること。
地域福祉計画における根拠規定	※ 地域福祉計画における根拠規定の抜粋を記述すること。地域福祉計画未策定又は改定中の場合にあつては、この限りではない。
今年度における取組内容	※ 今年度における取組内容を定性的に記述すること。
成果目標に対する進捗度合	※ 成果目標に対する事業の進捗度合を可能な限り定量的に記載すること。
第三者委員会等により評価結果	※ 第三者委員会等における評価結果の内容を記述すること。
今後の取組・見直し方針	※ 今年度の事業実施上の課題及びそれらを踏まえた次年度以降の取組・見直し内容を記述すること。

(元号) 年度 多機関協働事業等 実績報告書

市町村名 _____

(1) 基本情報

人口 (注)	
人口規模区分	

(注) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日時点において住民基本台帳に記載されている者の数を記載すること。

(2) 多機関協働事業

【事業内容】

① 実施主体	
② (委託を行った場合) 委託先	
③ 実施体制	
市町村庁内	
(委託を行った場合) 委託先	
④ 事業概要	
(ア) 本事業の対象とする支援ニーズ	
(イ) 重層的支援会議の設置及び運営	
(ウ) 人口減少社会にあっても包括的な支援体制を維持できるよう、支援関係機関間の連携を進め、多機関協働事業を介さずとも、支援関係機関間で対応できる支援ニーズを増やすための方策	
(エ) 既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援関係機関では対応が難しい支援ニーズに対応する社会資源の把握と開発に向けた検討の方策	
(オ) その他	

【対象経費支出額内訳】

対象経費支出額	算出内訳	備考
円		合計額を記載すること。

【記入にあたっての留意事項】

- ②、③の委託先に係る事項、④(オ)を除き、すべての欄に記入すること。未記入の欄がある場合は、申請を受け付けない。
- セル・行の追加・削除は絶対に行わないこと。行われていた場合は、再提出を求める。
(記入欄に入りきらない場合は、行の幅を拡大すること。)
- 事業の全体像が分かる概要図や、事業内容の詳細を示した資料等がある場合は、添付すること。
- 「④ 事業概要」(ウ)・(エ)は、どのような主体が、どのような主体に働きかけ、何をどのように行ったのか、具体的に記入すること。
- 「④ 事業概要」(オ)は、事業内容の詳細を記入するとともに、重層的支援体制整備事業実施要綱(案)の該当箇所を明示すること。
(例:別添5の1(3)ア〇行目)

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

【事業内容】

① 実施主体	
② (委託を行った場合) 委託先	
③ 実施体制	
市町村庁内	
(委託を行った場合) 委託先	
④ 事業概要	
(ア) 潜在的な支援ニーズを抱える者を早期に把握するための取組	
(イ) 本人やその世帯とのつながりを形成するための取組	
(ウ) 継続的につながり続け、支援を実施するための取組	
(エ) その他	

【対象経費支出済額内訳】

対象経費支出済額	算出内訳	備考
円		合計額を記載すること。

【記入にあたっての留意事項】

- ②、③の委託先に係る事項、④(エ)を除き、すべての欄に記入すること。未記入の欄がある場合は、申請を受け付けない。
- セル・行の追加・削除は絶対に行わないこと。行われていた場合は、再提出を求める。
(記入欄に入りきらない場合は、行の幅を拡大すること。)
- 事業の全体像が分かる概要図や、事業内容の詳細を示した資料等がある場合は、添付すること。
- 「④ 事業概要」は、どのような主体が、何を、どのように行ったのか、具体的に記入すること。
- 「④ 事業概要」(エ)は、事業内容の詳細を記入するとともに、重層的支援体制整備事業実施要綱(案)の該当箇所を明示すること。
(例:別添5の2(3)イ(ア)〇行目)

(4) 参加支援事業

【事業内容】

① 実施主体	
② (委託を行った場合) 委託先	
③ 実施体制	
市町村庁内	
(委託を行った場合) 委託先	
④ 本事業において扱う事例	重層的支援会議で作成されたプランに基づき、市町村が、既存制度等では対応できない社会参加に係る支援の必要性があり、参加支援事業による支援を行うことを決定した事例(ただし、参加支援事業による支援を早期に行う必要がある事例を除く。)
⑤ 事業概要	
(ア) 支援対象者本人やその世帯の支援ニーズを踏まえた丁寧なマッチング	
(イ) 地域の社会資源や支援関係機関とのつながりづくり	
(ウ) 地域における福祉サービスとの連携	
(エ) その他	

【対象経費支出済額内訳】

対象経費支出済額	算出内訳	備考
円		合計額を記載すること。

【記入にあたっての留意事項】

- ②、③の委託先に係る事項、⑤(エ)を除き、すべての欄に記入すること。未記入の欄がある場合は、申請を受け付けない。
- セル・行の追加・削除は絶対に行わないこと。行われていた場合は、再提出を求める。
(記入欄に入りきらない場合は、行の幅を拡大すること。)
- 事業の全体像が分かる概要図や、事業内容の詳細を示した資料等がある場合は、添付すること。
- 「⑤ 事業概要」は、どのような主体が、何を、どのように行ったのか、具体的に記入すること。
- 「⑤ 事業概要」(エ)は、事業内容の詳細を記入するとともに、重層的支援体制整備事業実施要綱(案)の該当箇所を明示すること。
(例:別添5の3(3)イ(ア)○行目)

(元号) 年度埼玉県重層的支援体制整備事業交付金交付決定通知書

(市町村名)

(元号) 年 月 日 第 号で申請のあった社会福祉法(昭和26年法律第45号)第106条の9に基づく
(元号) 年度埼玉県重層的支援体制整備事業交付金については、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号)(以下「規則」という。)

第5条第1項の規定により
第5条第3項の規定により、修正のうえ

(元号) 年 月 日地ケ第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、規則第7条の規定により通知する。

(元号) 年 月 日

埼玉県知事 氏 名

1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、(元号)●年●●月●●日地ケ第●●号通知の別紙「埼玉県重層的支援体制整備事業交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)

の3に定める事業であり、その内容は

(元号) 年 月 日第 号申請書記載のとおり
2及び3のとおり

である。

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
交付金の額	金	円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

区 分	事業に要する経費		交付金の額	
包括的相談支援事業	金	円	金	円
地域づくり事業	金	円	金	円
多機関協働事業等	金	円	金	円

4 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。

5 この交付金は交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。

6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。

7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。

(元号) 年度埼玉県重層的支援体制整備事業交付金変更交付決定通知書

(市町村名)

(元号) 年 月 日地ケ第 号で交付決定された(元号) 年度埼玉県重層的支援体制整備事業交付金については、(元号) 年 月 日 第 号申請に基づき、(元号) 年 月 日地ケ第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

(元号) 年 月 日

埼玉県知事 氏 名

1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、(元号)●年●●月●●日地ケ第●● ●●号通知の別紙「埼玉県重層的支援体制整備事業交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は

{ (元号) 年 月 日第 号申請書記載のとおり
2及び3のとおり }

である。

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費 金 円(内今回増加(減少)額 金 円)
交付金の額 金 円(内今回追加交付(一部取消)額 金 円)

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

区 分	事業に要する経費	交付金の額
(1)包括的相談支援事業	金 円	金 円
内今回増加(減少)額 金	円	内今回追加交付(一部取消)額 金 円
(2)地域づくり事業	金 円	金 円
内今回増加(減少)額 金	円	内今回追加交付(一部取消)額 金 円
(3)多機関協働事業等	金 円	金 円
内今回増加(減少)額 金	円	内今回追加交付(一部取消)額 金 円

4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等の交付手続等に関する 規則(昭和40年埼玉県規則第15号)第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。

(元号) 年度埼玉県重層的支援体制整備事業交付金交付額確定通知書

(市町村名)

(元号) 年 月 日地ケ第 号で交付決定された(元号) 年度埼玉県重層的支援体制整備事業交付金については、(元号) 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、(元号) 年 月 日地ケ第 号をもって交付額が別表のとおり確定されたので通知する。

なお、確定の結果不足となる金額については、別表のとおり追加交付することとし、また、超過交付となった金額については、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号)第17条第2項の規定により、(元号) 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

(元号) 年 月 日

埼玉県知事 氏 名

(別表)

(元号) 年度埼玉県重層的支援体制整備事業交付金交付額確定内訳書

		市 町 村 名		
		確定額	追加交付額	返還を要する額
埼玉県重層的支援体制整備事業交付金		円	円	円
内 訳	包括的相談支援事業			
	地域づくり事業			
	多機関協働事業等		/	